

山口県県民活動促進基本計画

〔改定版〕



私が主役、あなたも主役 みんなのパワーが県民活動!!

平成15年(2003年)3月策定
(平成20年(2008年)3月改定)

山 口 県

は じ め に

本県では、平成13年に開催した山口きらら博の成功要因の一つともなった県民ボランティア等の活躍を契機に、県民活動の促進による地域づくりを進めるため、平成14年に「山口県県民活動促進条例」を制定しました。さらに、平成15年3月にはこれに基づく「山口県県民活動促進基本計画」を策定し、市町や県民活動団体、関係機関等と連携・協働して、県民の皆様の自主的な取組による「県民活動」を促進する環境づくりに積極的に取り組んでまいりました。



こうした中、一昨年開催いたしました「第21回国民文化祭やまぐち2006」では、県民の皆様のおかげをもちまして、目標を大きく上回る145万人もの来場者を迎えました。また、開催に当たっては、市町、文化団体、ボランティアなど多くの県民が自主的に参画し、その英知を結集して県民手作りで進めたことにより、県民総参加による協働の精神が大いに発揮され、「山口きらら博」で培われた「県民力」「地域力」をホップ、ステップと確実に高めることができました。

私は、この力をさらにジャンプへと高め、平成23年に開催される「おいでませ！山口国体」の成功へつなげるとともに、「住み良さ」を更にレベルアップさせる取組に、これらの成果を継承・発展させながら、県民誰もが、「山口県に生まれ、育ち、住んでよかった」と心から実感できる「住み良さ日本一の元気県山口」の実現を加速化していきたいと考えております。

この実現に向けては、県民の皆様が自主的・主体的に取り組まれているコミュニティ活動、ボランティア活動、NPO活動などの県民活動が重要な役割を担っており、これまでも「山口県県民活動促進基本計画」に基づき、県民活動を促進していくため、幅広い分野で様々な施策を推進してまいりました。

本計画策定時から5年が経過する中で、社会環境も変化し、団塊世代等シニアに対する社会参加活動の促進を図るための支援体制の整備、少子・高齢化や中山間地域対策の担い手としての参加促進、国民文化祭やまぐちの成果継承による地域づくりなど新たな課題も生じており、こうした課題にも的確に対応するため、このたび、山口県県民活動審議会の委員の皆様をはじめ、広く県民や県民活動団体等の皆様の御意見や御提案をいただきながら、本計画の見直し、改定を実施いたしました。

今後、この改定計画に基づいて、市町や関係機関・団体との緊密な連携のもと、県民活動の一層の促進に向けた環境づくりに積極的に取り組んでまいりますので、皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成20年(2008年)3月

山口県知事 二 井 関 成

山口県県民活動促進基本計画の一部改定について

山口県では、県民活動を促進していくための基本的な方針や施策の方向を示すものとして、平成15年3月に「山口県県民活動促進基本計画」を策定し、本計画に基づき、「やまぐち県民活動支援センター」や「やまぐち県民活動きらめき財団」と連携を図り、諸施策に積極的に取り組んできました。

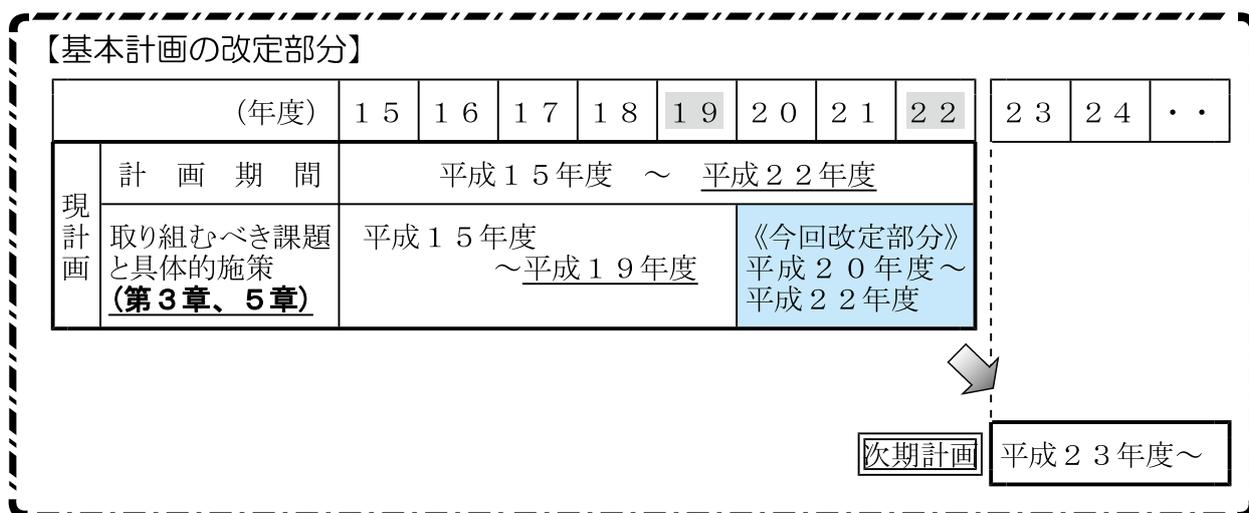
本計画は、平成15年度から平成22年度までを計画期間としていますが、その取り組むべき課題と具体的施策については、平成19年度末までとされています。

また、計画策定時から5年が経過する中で、社会環境も変化し、団塊世代等シニアに対する社会参加活動の促進を図るための支援体制の整備や、国民文化祭やまぐちの成果継承による地域づくりなど新たな課題も生じてきたことから、県民活動の現状と課題及び県民活動促進施策の展開方向について本計画の一部改定が必要となりました。

このため、山口県県民活動審議会において、県民や県民活動団体等の意見を十分踏まえながら様々な視点から御審議をいただき、新たな課題の解決に向け、県民活動のさらなる促進を図るため、このたび「第3章 県民活動の現状と課題」及び「第5章 県民活動促進施策の展開方向」を改定するものです。

今後、この改定計画に基づき、市町や事業者、関係機関等多様な主体と協働・連携して、「住み良さ日本一の元気県づくり」に向け、県民活動促進の取組を一層進めてまいります。

平成20年（2008年）3月



【山口県県民活動促進基本計画の構成と改定部分】

章 項 目	構 成 項 目
第1章 計画策定の背景と趣旨	1 計画策定の背景 2 計画策定の趣旨 3 計画の性格 4 計画の期間
第2章 県民活動の定義と社会的役割	1 県民活動の定義 2 県民活動の社会的役割
第3章 県民活動の現状と課題	1 県民参加の現状と課題 2 県民活動団体の現状と課題 4 県民活動を支援する上での課題 3 県民活動団体と行政、事業者との協働の現状と課題を追加 5 新たな課題への対応を追加
第4章 県民活動促進のための基本方針	1 県民参加のための環境づくり 2 自主的・主体的活動の向上、促進のための環境づくり 3 県民自治の視点に立ったパートナーシップの確立と協働の推進に向けての環境づくり
第5章 県民活動促進施策の展開方向	1 県民参加のための環境整備の展開方向 2 自主的・主体的活動の向上、促進のための環境整備の展開方向 3 県民自治の視点に立ったパートナーシップの確立と協働の推進に向けての環境整備の展開方向 各項目の施策の展開方向について見直し
第6章 計画の推進	1 推進体制 2 計画の進行状況の把握と評価
用語解説	用語の解説

【 目 次 】

	(頁)
第 1 章 計画策定の背景と趣旨	
1 計画策定の背景	2
2 計画策定の趣旨	4
3 計画の性格	5
4 計画の期間	5
第 2 章 県民活動の定義と社会的役割	
1 県民活動の定義	
(1) 県民活動とは	8
(2) 県民活動団体とは	9
(3) 県民活動団体のとらえ方とこの計画における主たる対象	10
2 県民活動の社会的役割	
(1) 県民の社会参加の機会提供	11
(2) 県民活動を通じた地域社会の活性化と国際化の推進	11
(3) 公共的・社会的なサービスの提供	12
(4) 県民主体の地域社会の形成	12
(5) 県民活動団体に求められるもの	13
第 3 章 県民活動の現状と課題	
1 県民参加の現状と課題	
(1) 現状	16
(2) 課題	20
2 県民活動団体の現状と課題	
(1) 現状	23
(2) 課題	26
3 県民活動団体と行政、事業者との協働の現状と課題	
(1) 現状	28
(2) 課題	31
4 県民活動を支援する上での課題	
(1) 県が支援していく上での課題	37
(2) 県民活動を支援する機関や団体の課題	37
5 新たな課題への対応	38

第4章 県民活動促進のための基本方針

1 県民参加のための環境づくり	
（1）県民の理解	41
（2）事業者の役割	42
2 自主的・主体的活動の向上、促進のための環境づくり	
（1）自主性・主体性の尊重	43
（2）地域性、独自性、個性の尊重	43
（3）市町との連携	44
（4）県民活動支援機関等との連携	44
3 県民自治の視点に立ったパートナーシップの確立と協働の推進 に向けての環境づくり	
（1）地方分権と県民自治	45
（2）パートナーシップの確立に向けた相互理解と対等な関係の確立	46
（3）協働の必要性和効果	47
（4）行政の意識改革	48
（5）行政と県民・県民活動団体における協働推進のための課題と対応	48
（6）事業者と県民・県民活動団体とのパートナーシップの確立と協働の推進	49

第5章 県民活動促進施策の展開方向

《主な改正点》

1 県民参加のための環境整備の展開方向	52
2 自主的・主体的活動の向上、促進のための環境整備の展開方向	53
3 県民自治の視点に立ったパートナーシップの確立と協働の推進に向けての環境整備の展開方向	55
1 県民参加のための環境整備の展開方向	
（1）県民への情報提供と参加意欲の促進	56
（2）県民への学習機会の提供	58
（3）少子・高齢化や中山間地域対策の主要な担い手としての参加促進	59
（4）事業者の活動参加の促進	59
（5）ボランティア休暇制度の普及啓発	60
（6）県民活動に対応した保険制度の利用啓発	60

2 自主的・主体的活動の向上、促進のための環境整備の展開方向	
(1) 県民活動に関する情報の収集と提供、ニーズの把握	61
(2) 人材育成やマネジメント能力向上のための研修の実施	62
(3) 社会的理解の促進のための広報・啓発事業の実施	63
(4) 活動の場の確保への協力	63
(5) 交流機会の提供等による多様なネットワークの形成	64
(6) 県民総参加の山口国体に向けた取組の推進	65
(7) 情報ネットワークシステムによる情報提供の充実	65
(8) 県民活動支援機関等の役割の明確化と相互の連携	66
(9) 中間支援団体の充実と連携	66
(10) 県民活動支援拠点の整備と機能充実	67
(11) 県民活動団体への財政支援	71
(12) 県と市町における施策の連携・協力	72
(13) コミュニティ・ビジネスの振興	72
(14) 特定非営利活動促進法の普及及び法人化の促進	73

3 県民自治の視点に立ったパートナーシップの確立と協働の推進 に向けての環境整備の展開方向

(1) 透明で開かれた県政の一層の推進	74
(2) 政策立案等における県民・県民活動団体の参加機会確保	74
(3) 協働に関する研修の充実	75
(4) 大学、研究機関等との連携による協働に関する調査研究の促進	75
(5) 県事業における協働の推進	76
(6) 「県民活動団体との協働に関するガイドブック」の活用	78
(7) 市町における協働の推進への協力	78
(8) 県民活動団体と事業者、行政等多様な主体との協働の推進	79

第6章 計画の推進

1 推進体制

(1) 庁内における推進体制	82
(2) 山口県県民活動審議会	82
(3) 市町及び県民活動支援機関等との連携	82

2 計画の進行状況の把握と評価

(1) 進行状況の把握、確認	84
(2) 施策・事業の評価とフィードバック	84

用語解説

用語の解説	86
-------	----

第 1 章 計画策定の背景と趣旨

1 計画策定の背景

21世紀を迎え、我が国においては、少子・高齢化の進行、地球規模の環境問題、国際化の進展、情報通信技術の進歩などを背景として、社会的なニーズが複雑多様化してきており、地方分権の推進や規制緩和の拡大など様々な分野での改革が進められています。

また一方で、人々の意識は、物質的な豊かさから、生きがいや自己実現など精神的な豊かさを志向する方向へと変化してきており、一人ひとりの多様な価値観や個性が尊重される社会の実現が求められています。

このように社会環境や住民意識等が変化する中で、これまでの行政や企業を中心とする社会システムや中央依存型の社会構造では、地域社会のニーズや問題解決に対応しきれなくなってきたり、住民参加による社会的な公益活動に大きな期待が寄せられています。平成10年に施行された「特定非営利活動促進法」により、NPO法人等による様々な分野での活動が進んでいます。

本県においては、従来から、コミュニティに根ざしたボランティア活動への取組が活発であり、全国に先駆けて実施された「福祉の輪づくり運動」*1をはじめ、様々な形で地域住民を中心とした公益活動が行われてきました。また、NPO法人の活動に代表される県民の活動も活発化しており、県において平成11年に「やまぐち県民活動支援センター（以下「県民活動支援センター」という。）」を設置し、コミュニティ活動・ボランティア活動・NPO活動など幅広い県民活動の支援を行っています。

平成13年には、「山口きらら博」が開催され、5万人を超える県民ボランティアの協力の下、県民の自主的な活動が博覧会運営を支え、成功に導きましたが、県民が行政や事業者*2と連携しながら地域の活力を高めていく実践の場ともなりました。

*1 山口県社会福祉協議会が全国に先駆けて提唱した生活圏における住民の助け合い活動。（なお、巻末の「用語解説」も参照のこと。《以下同様》）

*2 本計画においては、通常の法律用語としての使い方と同様「企業や商業・農林水産業を営む者」の意味で使っている。

本計画策定から5年が経過する中で、平成18年には、我が国最大の文化の祭典である「第21回国民文化祭・やまぐち2006」が開催されました。

この開催に当たっては、準備段階から将来をしっかりと見据えて、市町、文化団体、ボランティアなど多くの県民が自主的に参画し、その英知を結集して県民手作りで進めたことにより、県民総参加による協働の精神が発揮され、本県の県民力や地域力が飛躍的に高まりました。

こうした県民パワーの結集により、山口きらら博で培われた「県民力」、「地域力」をホップ、ステップと確実に高めることができたものであり、さらにこの力をジャンプへと高め、平成23年開催の第66回国民体育大会「おいでませ！山口国体」の成功など、「住み良さ日本一の元気県山口」の実現に向けて、この成果を継承・発展させることが重要であります。

また、本県を取り巻く社会環境も大きく変化し、少子・高齢化による人口減少社会を迎える中で、少子化対策や高齢化対策、中山間地域対策の主要な担い手となるNPO法人等県民活動団体の育成、地域づくり等における団塊世代等シニアの社会参加活動の促進などの新たな課題も生じています。

2 計画策定の趣旨

地方分権の時代における豊かな暮らしを実現していくためには、本県においても、中央から地方へ、官から民へといういわゆる第三の分権^{*3}への流れに沿って、県民が自らの手で解決できることは自ら行う「自助」、お互いが助け合って問題解決を図る「共助」の2つを基本に、「自助」「共助」だけではできないことを公がサポート（「公助」）し、さらに、「共助」の機能を拡大するなど新たな社会システムへの転換を進める必要があります。

この「自助」「共助」「公助」の考え方に沿って、山口きらら博で培われた県民活力を継承発展させ、県民の知識や技術を県民活動として結集することがこれからの県づくりには必要であり、それによって多様化する県民ニーズへの対応や地域における問題解決の可能性が広がります。

「共助」、「公助」の一つのあり方として、行政、事業者、県民が「協働」して地域の問題解決を図っていくことが考えられます。県民相互間あるいは県民と事業者の協働は「共助」、県民と行政の協働は「公助」として位置づけることができます。

そのため、多くの県民の県民活動への参加と自主的・主体的な活動の促進に加え、「協働」が進むような環境づくりを行う必要があります。

このような認識に基づき、県では平成14年度に「山口県県民活動促進条例」を施行し、本条例の第1条に掲げる「県、市町、事業者、県民活動団体及び県民の協働による県民生活の質的向上及び個性豊かな地域社会の実現」を図るため、平成15年3月に「山口県県民活動促進基本計画」を策定したところであり、これらに基づき、「県民活動支援センター」や「やまぐち県民活動きらめき財団（以下「きらめき財団」という。）」と連携を図り、県民活動の促進に係る諸施策に積極的に取り組んできました。

本計画は、平成15年度から平成22年度までを計画期間に定め、その取り組むべき課題と具体的施策については、策定時に平成19年度末までとしています。

このため、平成20年度からの取り組むべき課題と具体的施策を改めて整理し、本計画の「第3章 県民活動の現状と課題」及び「第5章 県民活動促進施策の展開方向」を改定することとしました。

今後「住み良さ日本一の元気県づくり」に向け、市町や事業者、県民活動団体、関係機関等と協働・連携して県民活動の促進に向けた取組を一層進めていきます。

*3 国から地方自治体への権限委譲を「第一の分権」、地方自治体間の権限委譲を「第二の分権」ととらえ、自治体から住民への権限委譲を特に「第三の分権」と表現する場合が多い。

3 計画の性格

山口県県民活動促進条例に基づき、自主的・主体的な県民活動を促進するにあたっての環境づくりのために県が策定する計画です。

- ① 県民活動審議会や県民意見交換会、パブリック・コメントの実施等県民の意見を踏まえて策定した計画です。
- ② 市町、事業者、県民活動団体、県民と連携して取り組む計画です。
- ③ 県の総合計画である「やまぐち未来デザイン21」^{*4}及びその他の県の部門別計画と密接に関連する計画です。
- ④ 「地方分権の推進」、「行政改革の推進」の視点を踏まえた計画です。

4 計画の期間

施策の基本的方向については平成22年度までの中期的な展望としていきます。今回、平成15年度から平成19年度末までの5年間の施策の成果や県民活動の状況、新たな課題への対応等を踏まえながら、平成20年度から平成22年度までの3年間に取り組むべき課題と具体的施策について見直しを行っています。

*4 21世紀初頭を展望した県政運営の指針。計画期間は平成10年度～平成22年度。基本目標は「21世紀に自活できるたくましい山口県の創造」。

第2章 県民活動の定義と社会的役割

1 県民活動の定義

(1) 県民活動とは

県民活動とは、「営利を目的としない県民の自主的、主体的な社会参加活動で不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動」であり、具体的には下記の表のようにとらえることとします。

なお、ここでいう「社会参加活動」とは、地域社会の中における様々な分野の課題の解決に向けて、人々が参加して行う活動を指します。

活動の種類	活動の特徴	活動の具体例
コミュニティ活動	地縁をベースにして、一定の地域を拠点に行われる組織的な住民活動	地域の住民組織やコミュニティ活動団体（〇〇コミュニティ推進協議会、〇〇まちづくりの会など）による河川清掃・整備、植樹・緑化などの環境づくり活動やまちづくり活動、イベントに基づく交流活動など
ボランティア活動	個人あるいは志を共にする諸個人（グループ）が自発的な意思に基づいて他の人を助けたり社会に貢献したりする活動	子どもとの地域活動・相談活動、子育て支援・子育て相談、男女共同参画、野外活動、医療、福祉、環境、災害等におけるボランティア活動など
NPO活動	特定非営利活動法人(NPO法人)やそれ以外の民間非営利組織による組織的な「市民活動」*5。NPOはNon Profit Organizationの略	保健・医療・福祉、社会教育、まちづくり、学術・文化・芸術・スポーツ、環境保全、災害救援、地域安全、人権擁護・平和、国際協力、男女共同参画、子どもの健全育成、情報化社会、科学技術振興、経済活動の活性化、職業能力の開発又は雇用機会の拡充支援、消費者の保護などにかかわる組織的な活動

*5 「市民活動」とは、自立した諸個人（「市民」）による公益を目的とした非営利の自主的・主体的な社会参加活動を指す言葉として、一般的に用いられている。「市民活動」の主体となる組織・団体が「市民活動団体」である。

(2) 県民活動団体とは

県民活動団体とは、「組織的かつ継続的に県民活動を行うことを主たる目的とする団体であって、その活動が下記のいずれにも該当する団体」と定義します。

なお、「組織的かつ継続的」というのは、団体としての定められたルールがあり、一過性の活動ではないことを指します。

- 宗教・政治活動を主たる目的としない活動である。
- 選挙活動を目的としない活動である。
- 営利を目的としない活動である。

県民活動を行っている団体であっても、主たる目的が宗教・政治活動であれば、県民活動団体には入りません。また、主たる目的が県民活動であっても従たる目的に選挙活動があれば県民活動団体には入りません。

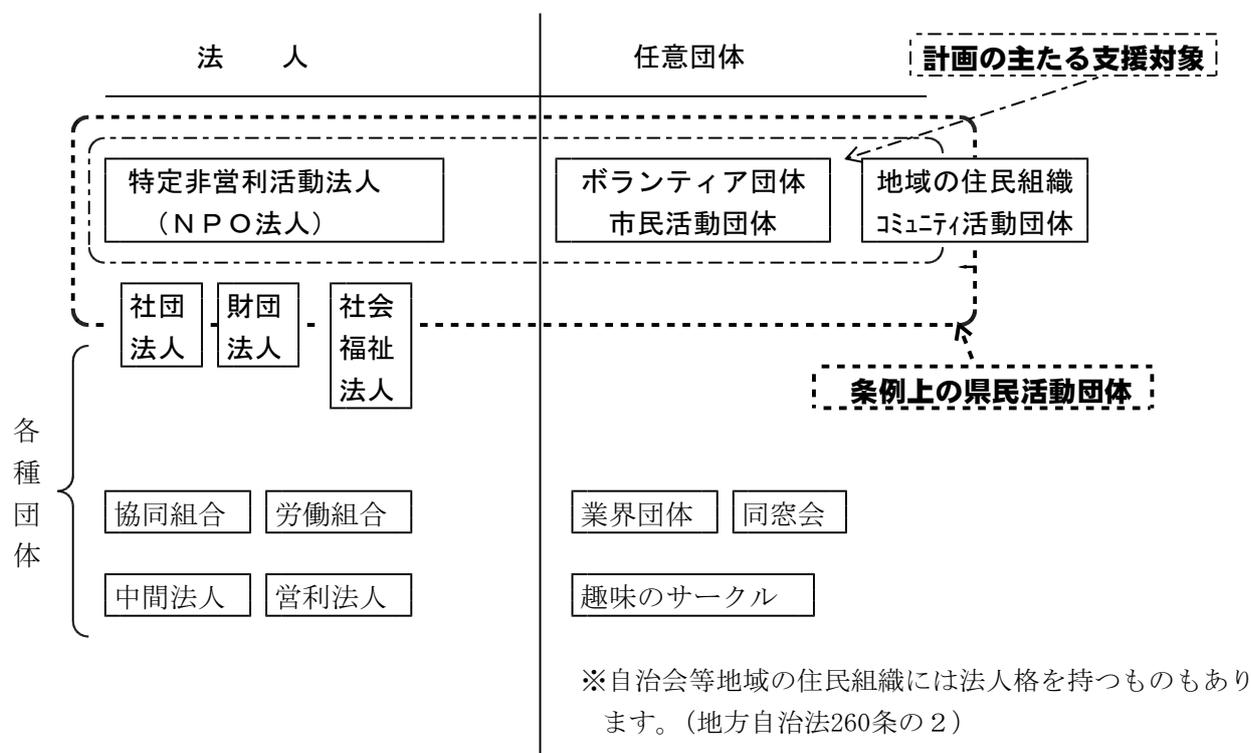
なお、営利を目的とする活動が伴う場合も県民活動団体とはみなしませんが、活動を維持するための収益活動はここでいう営利ではありません。「営利を目的とする」とは、会員による利益の分配を伴う場合を指しています。

また、コミュニティ活動については、(1)の表にも示しているとおり、自治会・町内会、地域の女性や高齢者のグループなどの住民組織や、これらを母体としたコミュニティ活動団体が活動の主体となります。これらの団体のうち、団体の主たる活動が会員間の共益を目的とした活動であれば、県民活動団体とはいえませんが、県民活動を主たる目的として行う団体の場合は県民活動団体となります。

(3) 県民活動団体のとらえ方とこの計画における主たる対象

「山口県県民活動促進条例」で規定する県民活動団体には数人規模のグループから法人格を有する大規模な団体まで様々な形態を想定していますが、この基本計画においては、主としてNPO法人、法人格のないボランティア団体や市民活動団体*6、地域の住民組織、コミュニティ活動団体を対象としています。

社団法人、財団法人、社会福祉法人等については、条例上の県民活動団体にはなり得ますが、本計画上は、「県民活動支援機関」または「各種団体」*7として、県民活動を支援していく役割を想定しています。(下図)



この計画における県民活動団体の対象範囲は以上のとおりですが、個人活動も含めた県民活動を促進していきます。

*6 *5の説明を参照

*7 本計画において、「県民活動支援機関」や「事業者団体」等の名称で記載されている団体以外の諸団体を総称(「県民活動支援機関に該当しない公益法人」、「労働者団体」、「協同組合」、「中間法人」等)。

2 県民活動の社会的役割

県民活動は、県民の自由な意思に基づく活動ですが、同時に、多くの社会的な役割を担っています。

(1) 県民の社会参加の機会提供

県民活動は、県民がそれぞれの使命感や価値観に基づいて、社会の様々な課題を自主的、主体的に解決していこうとする活動であり、個性や能力を発揮して社会参加する絶好の機会でもあります。

また、地域社会の中に様々な県民活動団体が存在することによって、多様な社会参加の機会が提供されます。県民活動を通じて、人生の価値を見出したり、自らの生きがいややりがいなどを実感し、自己実現の場になることも期待されます。

(2) 県民活動を通じた地域社会の活性化と国際化の推進

県民活動には多様な形態があり、それぞれ、活動の規模、目的、使命感も異なりますが、いずれも地域社会の活性化のためには重要な役割を担っています。県民活動を通じて、資金、知識、技術、情報など様々な社会資源が県民に活用され、県民相互の協力関係が生じ、この協力関係を生かした様々な形の県民のネットワークが形成されることにより、地域の多様な魅力と豊かさが創出され、地域社会が活性化していきます。

さらに、コミュニティ・ビジネス^{*8}などの新たな取組を通じて、県民活動の活動基盤が安定し、成長することにより、地域経済の活性化が図られます。

また、県民活動は、地域の国際化の推進にも大きく貢献しています。県民活動を通じて、多彩な国際交流やきめ細やかな国際協力を行うことにより、地域にとっても、異文化とふれあう機会が増えるとともに、世界の人々や地域との相互理解や信頼関係が生まれ、国際性豊かな青少年の育成など地域社会における新しい活力となります。

*8 地域住民が自ら、地域の問題解決に向けた公益的な活動を、地域資源を活用しながら、継続的な事業の形で展開していくビジネス。

(3) 公共的・社会的なサービスの提供

県民活動によって社会に提供されるサービスの内容は、多様性、即応性、創造性、先駆性などに特徴があります。

また、県民のイニシアチブによってサービスが供給され、県民活動への参加者がサービスを提供する側にも受ける側にもなり得ます。人々の価値観やライフスタイルが多様化する中で、公平性や平等性を原則とする行政による画一的なサービスの提供や営利を目的として消費者ニーズに応じる企業のみでは、地域の特性や生活に根ざしたニーズに的確かつ迅速に対応しきれないことも考えられます。

一方で、今まで行政や企業の発想になかった新しい領域のサービスが県民活動によって提供される可能性もあり、県民の多様なニーズに的確に対応し、きめ細かな公共的・社会的サービスを供給する源として、県民活動の役割は重要です。

今後、県民のニーズはより一層多様化し、高度化するものと思われ、広範な分野において、専門的な知識や技術を備えた県民活動の展開が期待されます。

(4) 県民主体の地域社会の形成

地方分権の時代において、豊かな地域社会を創造していくためには、自ら解決できることは自ら行う「自助」、お互いが助け合って問題解決を図る「共助」の2つを基本に、公がサポート（「公助」）していく新たな社会システムづくりが重要となっています。

県民の知恵と力と情熱を原動力とした県民活動が、幅広い層の県民に受け入れられ、多くの人々の参加を得て、活力ある地域社会を支える担い手として機能していくことにより、広く県民の間に自治の意識が高まり、県民主体の地域社会の形成が図られます。

(5) 県民活動団体に求められるもの

県民活動は、一人で行うこともできます。時間や体力に無理のない範囲で身近なところから個人でボランティアを行うことも大事なことです。

また、グループ活動により仲間と一緒に団体に活動することも大切です。同じ目的や使命感を持った人々が集まって団体として活動することにより、地域社会に与える影響力も大きくなってきます。

そのため、特に県民活動団体に求められるものとしては、下記のようなことが挙げられます。

- ① 活動が自主的、主体的であり、自由な発想が活かされること。
- ② 活動が、団体に所属する人々の自己実現に結びつくものであること。
- ③ 社会的な使命を果たしていくために、組織としてのルールや継続性を持つこと。
- ④ 県民活動団体が存続していくためには、活動を自ら支えるための効率的な組織運営や経済基盤の確保が重要であること。
- ⑤ 県民のニーズを先取りし、先駆的な取組を行う県民活動団体の特性を生かし、行政や企業にとっては実現の難しい領域において活動する能力を持つこと。
- ⑥ 県民活動団体が社会に積極的に働きかけていくには、県民の理解と支持が必要であり、そのためにも、団体の設置目的、活動内容、特徴などの情報をできるだけ広く公開し、説明していくことが重要であること。また、そのための技術を習得することも必要であること。
- ⑦ 県民活動団体自身で活動の内容を点検するとともに、第三者の意見を採り入れながら、自らの活動を成長・発展させていくことが望ましいこと。

しかし、県民活動団体は、草創期のもの、発展途中にあるもの、成熟期にあるもの等様々であり、また、規模についても小人数のグループから多数の会員を擁する団体まで多様な形態があります。そのため、上記①～⑦を参考に、それぞれの団体の実情に合わせた取組が望まれます。

第3章 県民活動の現状と課題

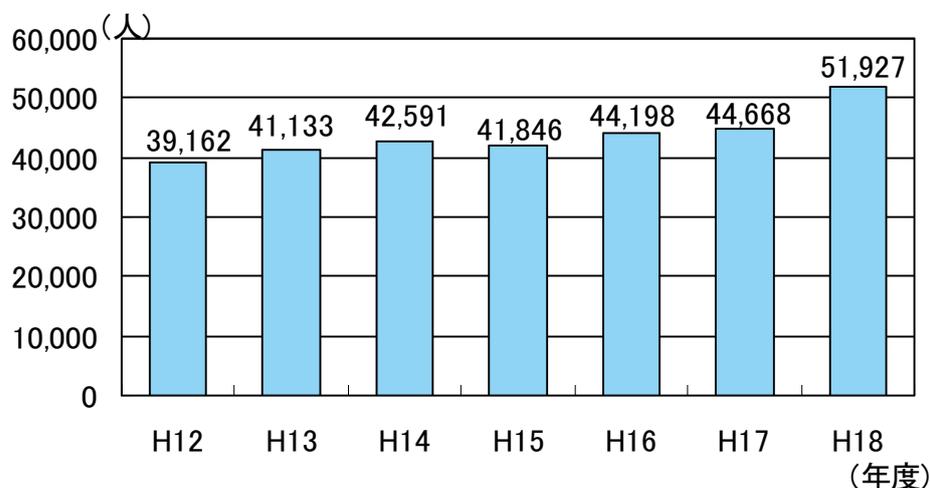
1 県民参加の現状と課題

(1) 現状

県民のボランティア活動への参加は、着実に増加しています。また、企業における社会貢献活動は、アンケート回答企業の約3/4が実施しています。

ア ボランティア活動保険加入者数の推移

山口県社会福祉協議会が取り扱っているボランティア活動保険の加入者数の推移をみると、平成13年度以降は4万人を超え緩やかな増加傾向にあり、特に平成18年度は国民文化祭やまぐちに参加したボランティアの加入等により大きく増加しています。



(山口県社会福祉協議会調べ)

イ 地域活動への参加者(年齢層別)

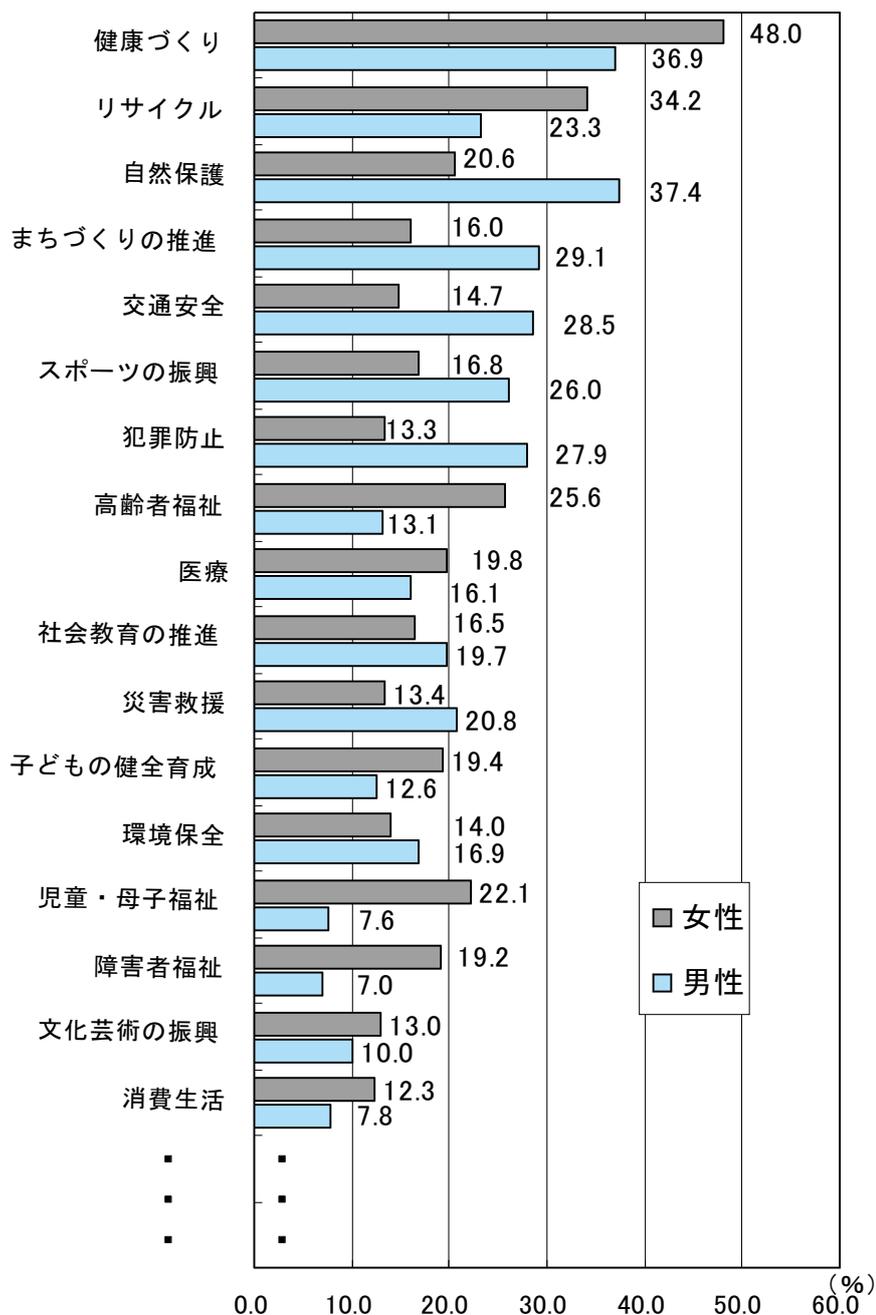
地域活動への参加者を年齢層別にみると、仕事以外の地域活動に参加しているのは40歳代が最も多く、次いで50歳代、60歳以上の順となっています。



(平成18年度県政世論調査 N=1,623)

ウ 活動の分野（男女別）

地域活動への参加の分野を男女別にみると、男性が「自然保護」、「健康づくり」、「まちづくりの推進」の順に比率が高くなっているのに対し、女性では「健康づくり」が最も高く、次いで「リサイクル」、「高齢者福祉」、「児童・母子福祉」の順となっています。男女差が出ているものをみると、「自然保護」、「犯罪防止」で男性の方が高く、「児童・母子福祉」、「高齢者福祉」で女性の方が高くなっています。

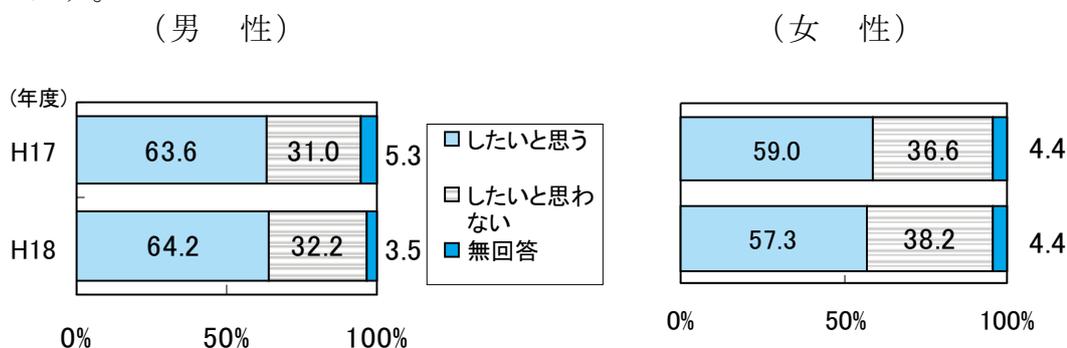


(平成18年度県政世論調査

N=1,609(男性711、女性898)(複数回答))

エ 今後の活動の意向（男女別）

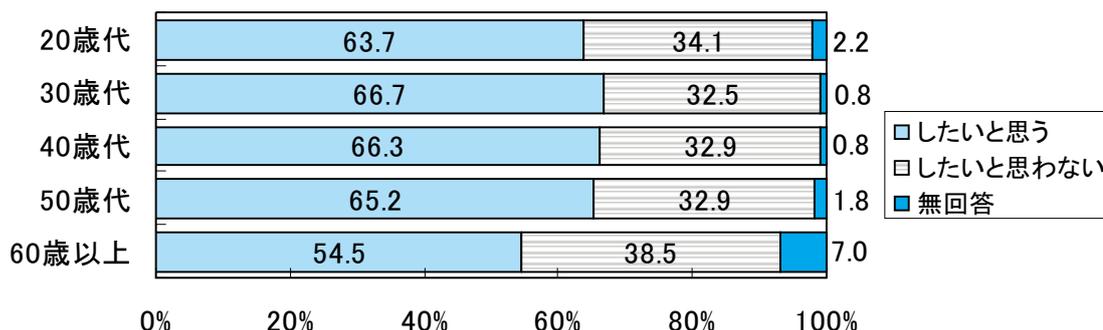
今後の地域活動への参加の意向を男女別にみると、全体の6割程度が活動したいとの意向を示しており、男女別では、男性の方が高くなっています。



(平成17年度時事通信社調査、平成18年度県政世論調査 N=1,609)

オ 今後の活動の意向（年齢層別）

今後の地域活動への参加の意向を年齢層別にみると、30歳代が最も多く、次いで40歳代、50歳代の順に「したいと思う」と答えています。60歳以上は他の年齢層に比べるとやや低くなっています。



(平成18年度県政世論調査 N=1,623)

カ 第21回国民文化祭・やまぐち2006の開催実績

開催期間	平成18年11月3日(金)～11月12日(日)
開催事業数	105事業
出演者数	47,450人 (内訳) 県内 1,728団体 / 34,205人 県外 791団体 / 12,627人 海外 37団体 / 618人
観客数	1,454,480人
ボランティア数	14,851人 全国で初めて全県型ボランティアセンターの設置が行われた。(県内NPO法人に運営を委託)

(国民文化祭やまぐち公式記録から)

平成13年に開催したジャパンエキスポ「山口きらら博」の成功ノウハウ等を継承・活用した「第21回国民文化祭・やまぐち2006」は、県民との協働のもとで、文化維新をテーマに21世紀の新たな文化の創造に向けて果敢にチャレンジし、全国初のような取組を進めました。

この結果、本県の「文化力」や「県民力」、「地域力」が飛躍的に高まり、新たな文化芸術の創造をはじめ、次代を担う子どもたちのための文化環境づくりの基盤、イベント開催ノウハウ、国際交流、ボランティア活動など数多くの貴重な財産を培うことができました。

キ 企業における社会貢献活動の取組

(ア) 社会貢献活動の実施の有無

今までに、社会貢献活動を行ったことがあると答えた企業は、約74%となっています。

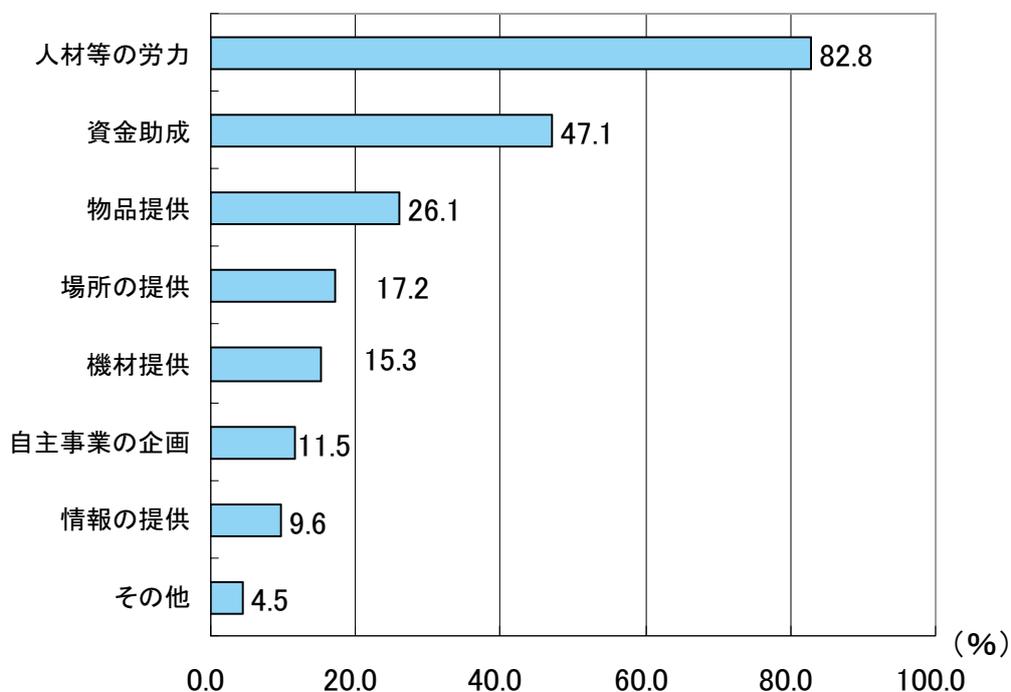
行ったことがある	行ったことがない
74.1%	25.9%

(企業における社会貢献活動に関する調査：

県民生活課H19年1月実施 N=214)

(イ) 社会貢献活動の実施内容

今までに、社会貢献活動を行ったことがあると答えた企業の社会貢献活動の実施内容は、「人材等の労力の提供」及び「活動資金の助成」の割合が高くなっています。



(企業における社会貢献活動に関する調査：

県民生活課H19年1月実施 N=157 (複数回答))

(2) 課題

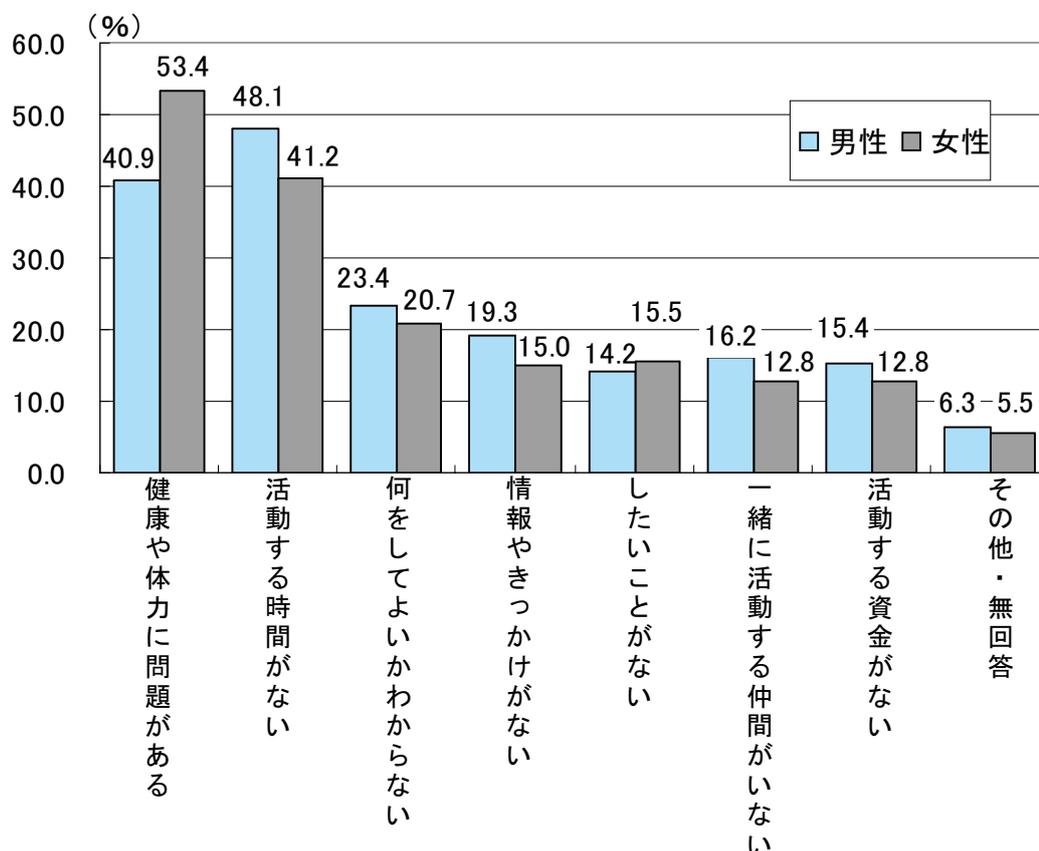
県民が活動に参加できない理由としては、「健康や体力に問題がある」「活動する時間がない」「情報やきっかけがない」「何をしてもよいか分からない」等が高位を占めています。

また、企業において今まで社会貢献活動を行ったことがない理由としては、「人的余裕がない」「社内の機運や関心がまだ高まっていない」が高位を占めています。

多くの県民が参加しやすい環境づくり及び企業が社会貢献活動に参加しやすい環境づくりが必要です。

ア 活動に参加できない理由（男女別）

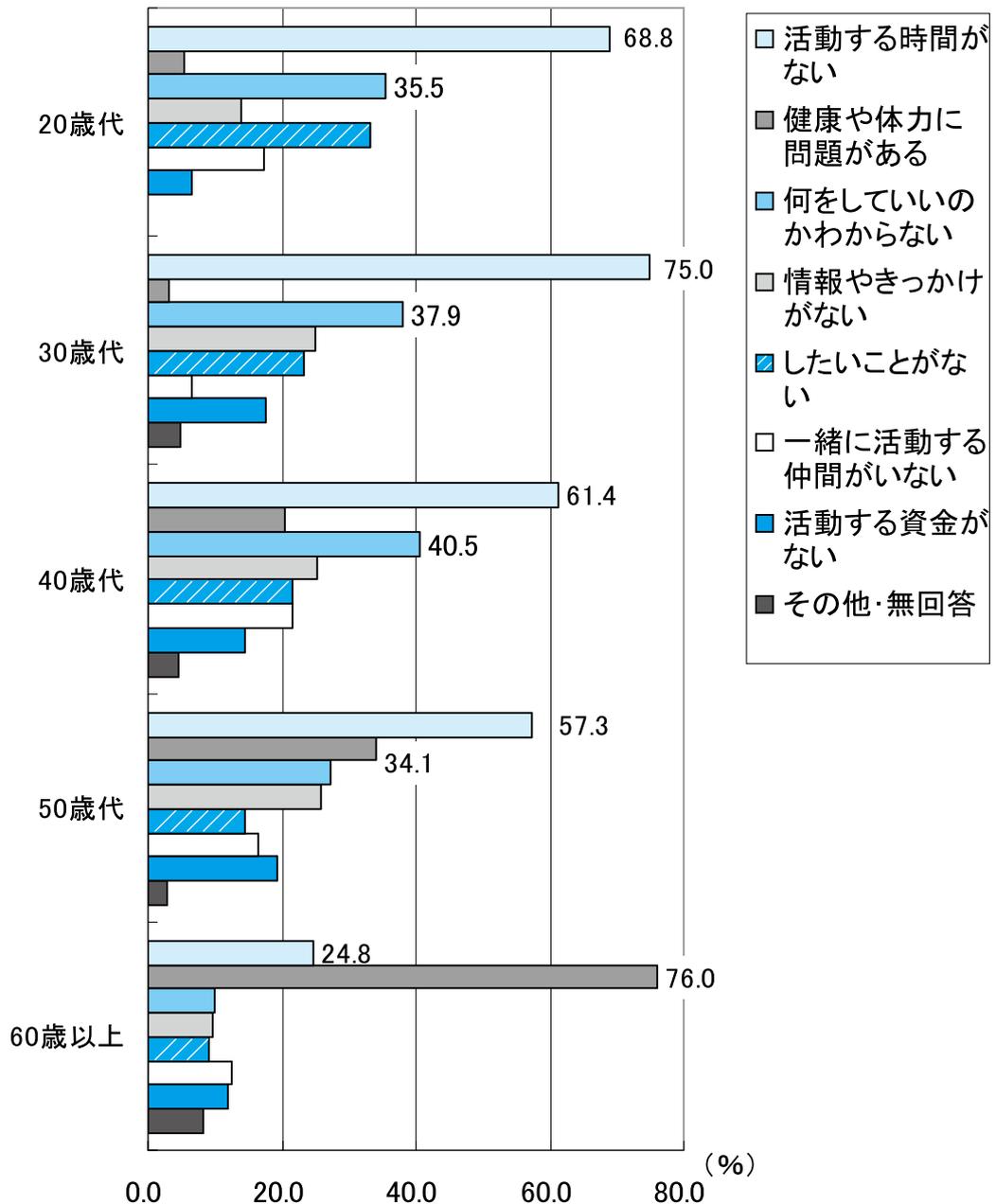
活動に参加できない理由を男女別にみると、「活動する時間がない」で男性の割合が高く、「健康や体力に問題がある」で女性の割合が高くなっています。



(平成18年度県政世論調査 N=1,609 (複数回答))

イ 活動に参加できない理由（年齢層別）

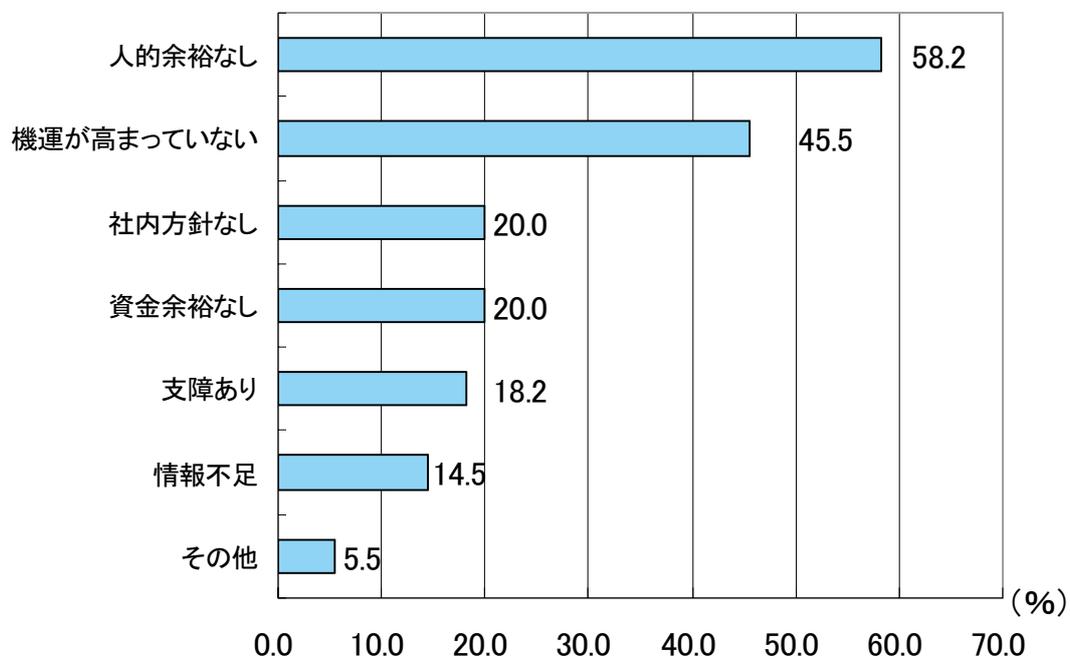
活動に参加できない理由を年齢層別にみると、20～50歳代で「活動する時間がない」が高い割合を占めていますが、60歳以上では低くなっています。60歳以上では「健康や体力に問題がある」が活動に参加できない最大の理由になっています。



（平成18年度県政世論調査 N=1,623（複数回答））

ウ 企業における社会貢献活動の取組

今までに社会貢献活動を行ったことがないと回答した企業が社会貢献活動を行っていない理由をみると、「人的余裕がない」「社内の機運や関心がまだ高まっていない」の割合が高くなっています。



(企業における社会貢献活動に関する調査：

県民生活課H19年1月実施 N=55 (複数回答))

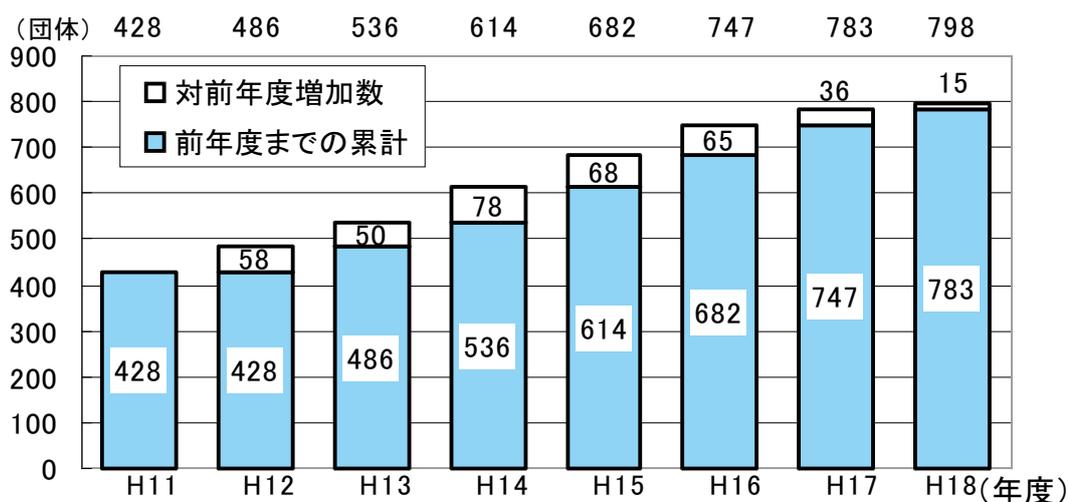
2 県民活動団体の現状と課題

(1) 現状

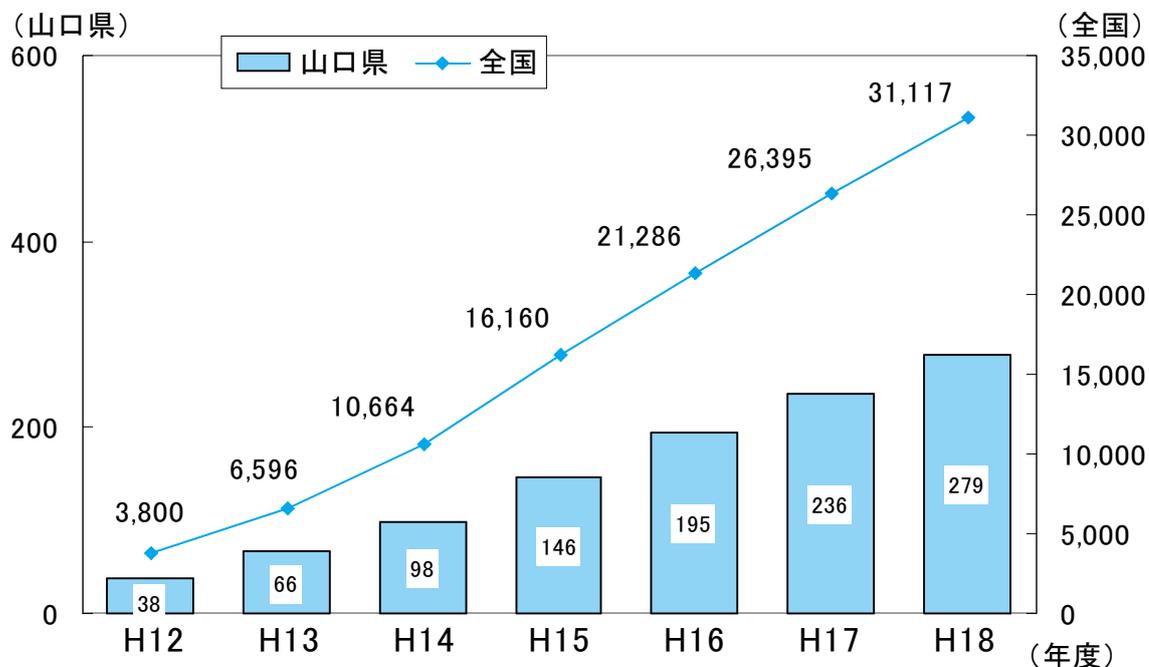
県民活動支援センター及びその他の支援拠点等の県民活動団体登録数、NPO法人数は、年々増加しています。

一方、団体の人的、財政的規模は、依然比較的小規模のものが多く、活動の拠点についても、多くが団体の会員宅や勤務先に置かれています。

ア 県民活動支援センターの登録団体数の推移

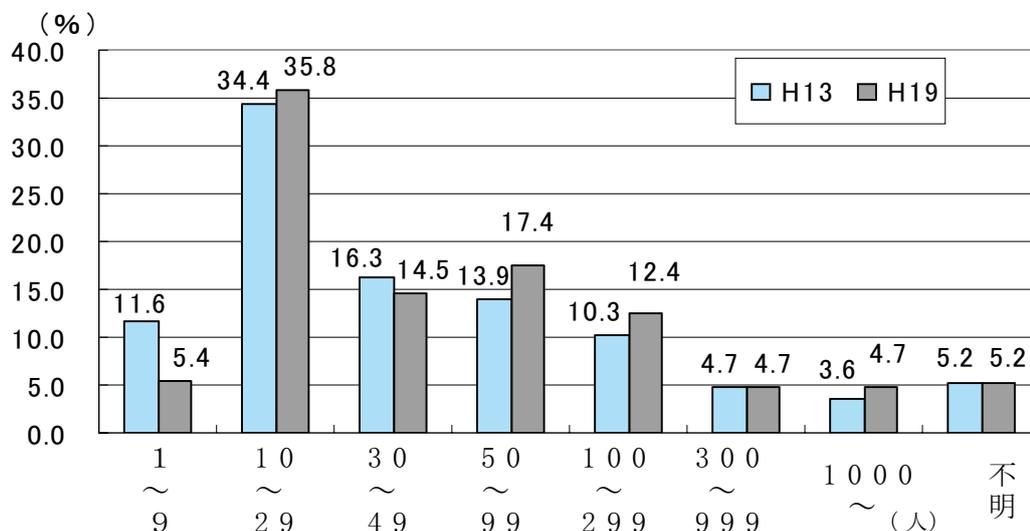


イ NPO法人数の推移（山口県・全国）



(出典：内閣府)

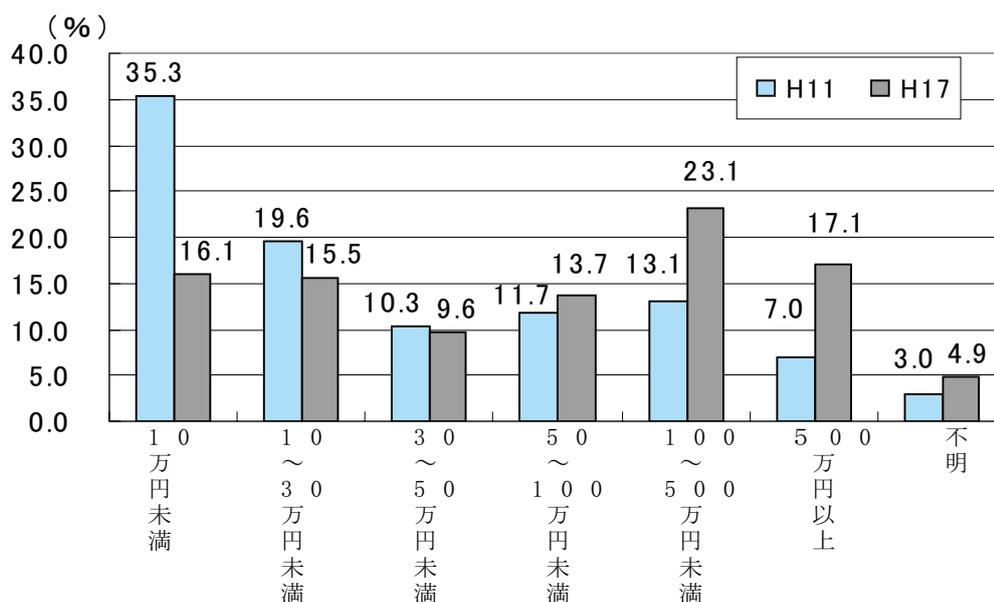
ウ 県民活動団体の会員数（構成員数）（比較平成13年・平成19年）
 団体の会員数をみると、平成13年、平成19年調査とも、会員数49人以下の団体が半数以上を占めています。



山口県県民活動団体実態調査（平成13年2月：N=873、平成19年4月：N=386）

エ 年間支出総額（財政規模）（比較平成11年度・平成17年度）

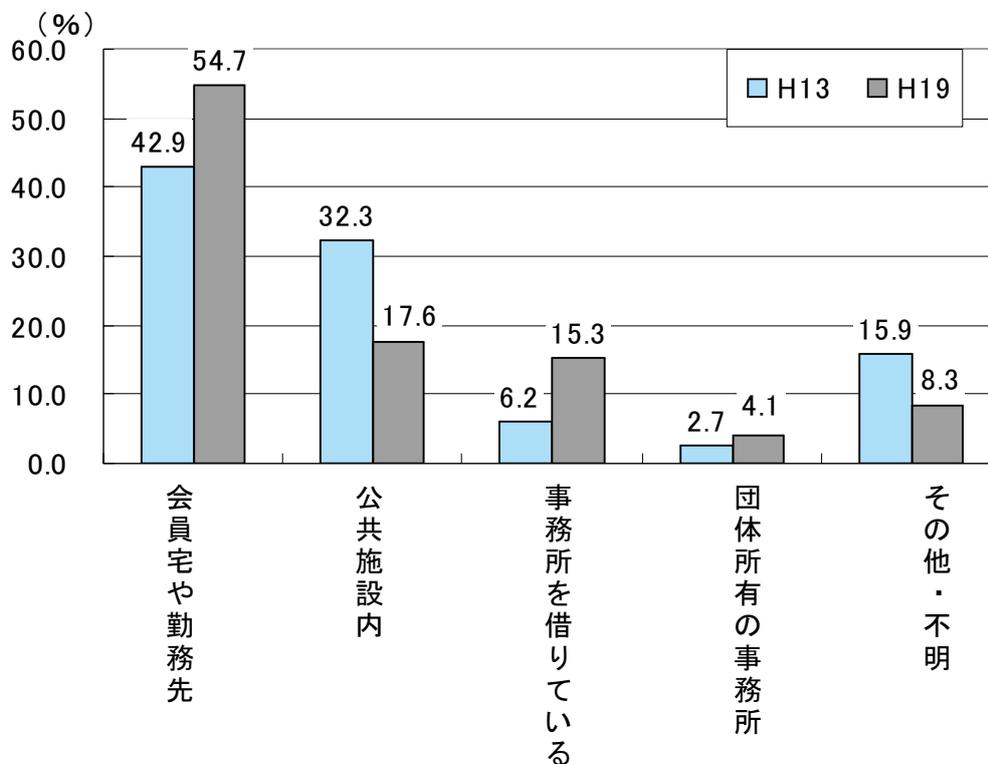
団体の年間支出総額をみると、平成11年度には「10万円未満」の団体が1/3以上を占めており、「50万円未満」の団体が約65%を占めていましたが、平成17年度では「50万円未満」の団体は全体の約4割となり、「100万円以上500万円未満」の団体が最も多く、次いで「500万円以上」の団体となっています。行政等からの補助金・助成金、事業受託などの増加もあり、全体的に財政規模は拡大しています。



山口県県民活動団体実態調査（平成13年2月：N=873、平成19年4月：N=386）

オ 活動拠点（事務所の保有状況）（比較平成13年・平成19年）

団体の活動拠点をみると、平成19年調査では全体の約55%が「団体の会員宅や勤務先」に置かれています。「公共施設内」に置かれているのは、平成13年調査より減少しています。



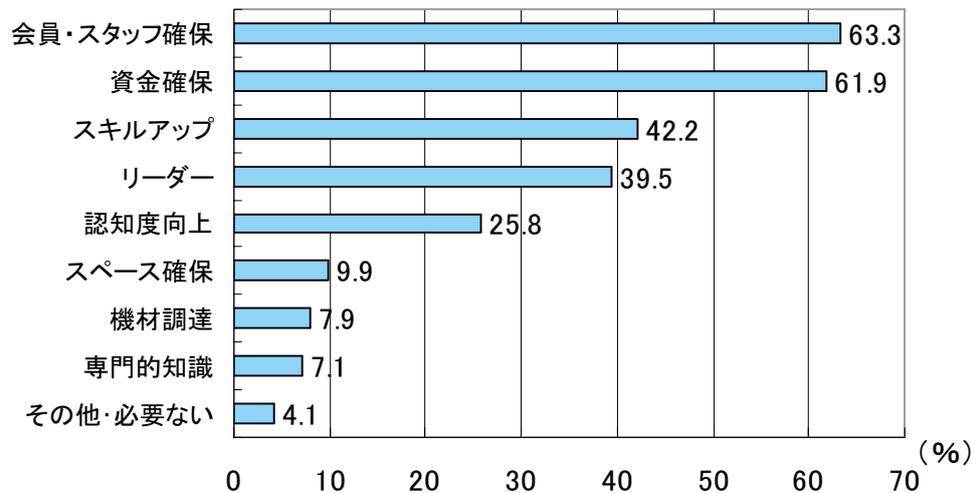
山口県県民活動団体実態調査（平成13年2月：N=873、平成19年4月：N=386）

(2) 課題

県民活動団体の活動を継続・発展していくために必要なこととして、「新規会員やスタッフの確保」「活動資金の確保」「会員やスタッフのスキルアップ」を挙げています。また、課題として、「新規の会員や運営スタッフの募集・勧誘」「各種研修、講習会への参加」を挙げています。

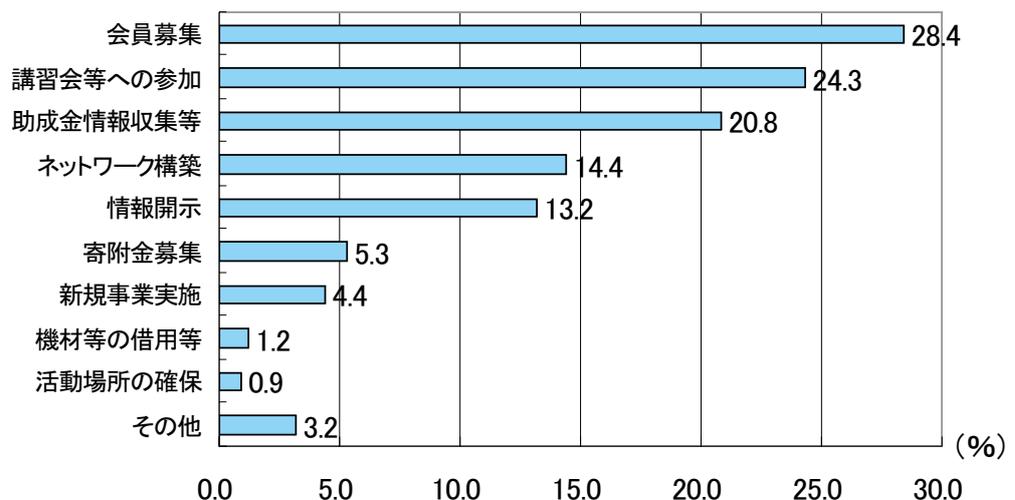
団体が行政に期待する支援策としては、「県との協働の推進」、次いで「場所や物品、機材等の提供」「行政情報の提供」などを挙げています。

ア 団体の活動を継続・発展させていくために必要なこと



(県民活動団体における活動基盤強化のための取組等に関する調査：
県民生活課H19年1月実施 N=365 (複数回答))

イ 団体が、取り組んだ上での課題と感じているもの

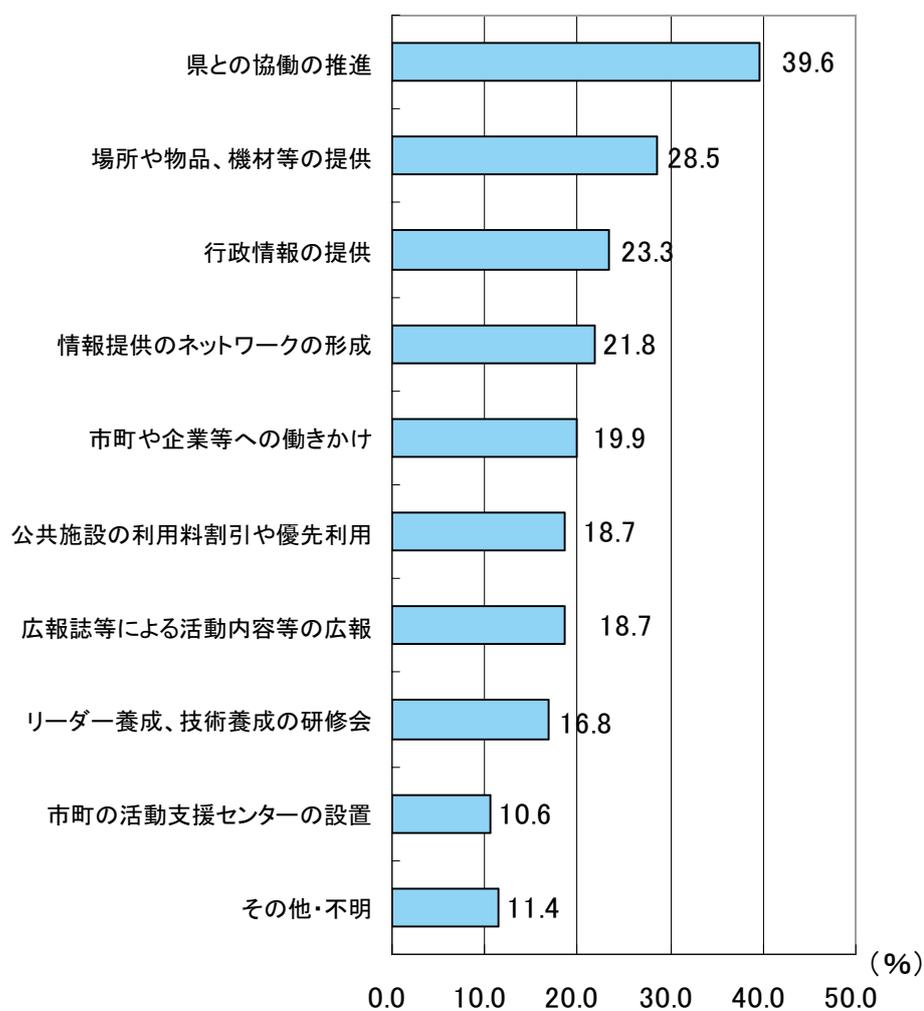


(県民活動団体における活動基盤強化のための取組等に関する調査：
県民生活課H19年1月実施 N=341 (複数回答))

ウ 団体が行政に期待する支援策

団体が行政に対して期待する支援策をみると、「県との協働の推進」を挙げた団体が最も多く、次いで「場所や物品、機材等の提供」「行政情報の提供」などが挙がっています。

団体の自主性・主体性を尊重しながら、活動の向上・促進につながるような支援のあり方を検討します。



山口県県民活動団体実態調査（平成19年4月：N=386（複数回答））

3 県民活動団体と行政、事業者との協働の現状と課題

(1) 現状

ア 県民活動団体と行政との協働の現状

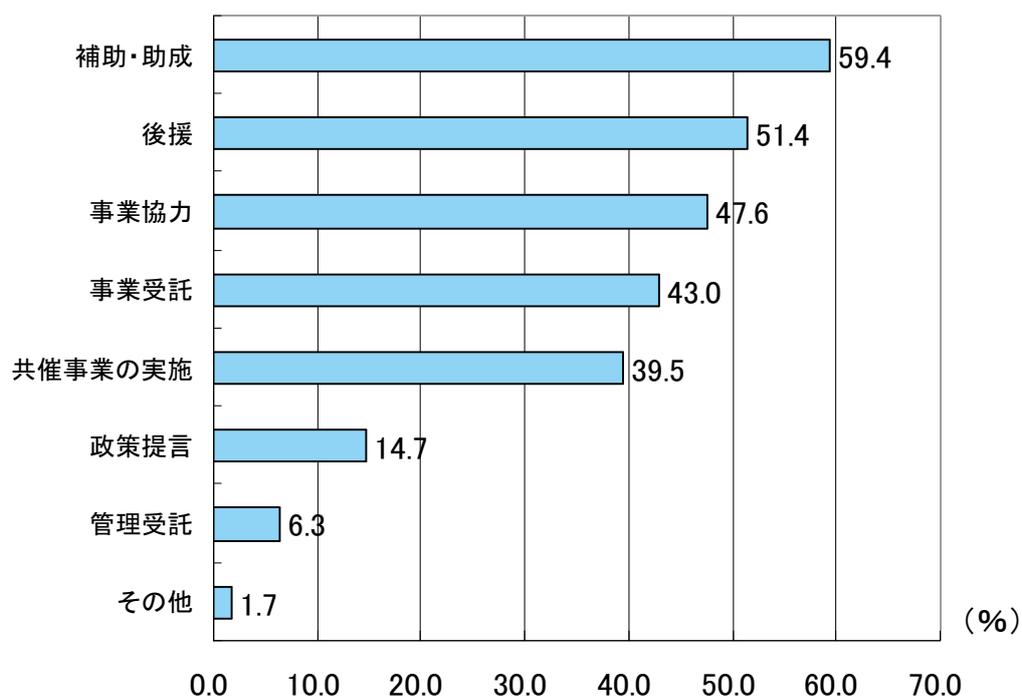
団体が行政と何らかの連携・協力をしたことがある割合は高く、連携・協力の内容は「団体活動に対する補助・助成」「団体活動に対する行政の後援」等となっています。

(ア) 行政と何らかの連携・協力をしたことがあるか。

連携・協力あり	連携・協力なし
84.1%	15.9%

(県民活動団体における活動基盤強化のための取組等に関する調査
：県民生活課H19年1月実施 N=340)

(イ) 連携・協力の内容



(県民活動団体における活動基盤強化のための取組等に関する調査
：県民生活課H19年1月実施 N=286(複数回答))

イ 県民活動団体と事業者*9との協働の現状

県民活動団体と企業との協働について、県民活動団体が企業と何らかの連携・協力をしたことがあると答えた割合は約4割であるのに対し、企業が県民活動団体と何らかの関わりを持ったことがあると答えた割合は約2割となっているなど、企業と比較して県民活動団体の積極性がうかがえます。

(ア) 県民活動団体の現状

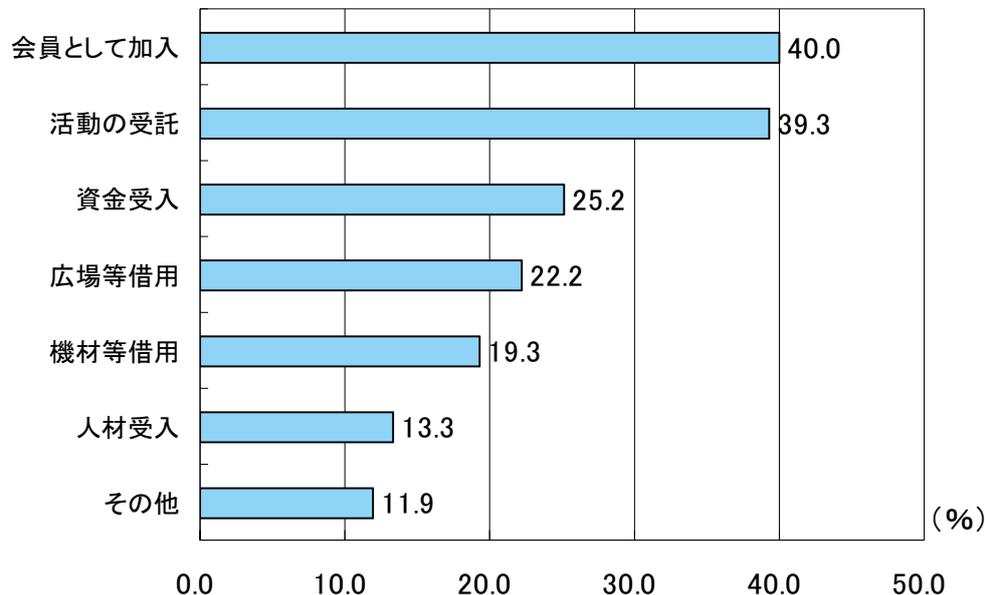
企業と何らかの連携・協力をしたことがあると答えた団体は、全体の約38%となっています。連携・協力の内容は「会員として加入してもらっている」「イベント等の活動の受託・共催」等の割合が高くなっています。

① 企業と何らかの連携・協力をしたことがあるか。

連携・協力あり	連携・協力なし
37.7%	62.3%

(県民活動団体における活動基盤強化のための取組等に関する調査
： 県民生活課H19年1月実施 N=358)

② 連携・協力の内容



(県民活動団体における活動基盤強化のための取組等に関する調査
： 県民生活課H19年1月実施 N=135(複数回答))

*9 アンケートを企業対象でとっているため、アンケート結果に係る部分は、事業者という表現でなく、企業という言葉を使っている。

(イ) 企業の現状

県民活動団体と何らかの関わりを持ったことがあると答えた企業は、全体の約20%となっています。関わりの内容は、「活動資金の助成」「団体の活動に対するボランティアの派遣等による人材の提供」等の割合が高くなっており、関わりのきっかけとしては、「関連団体から働きかけがあった」「団体からの要望に応じた」としたものが多くなっています。

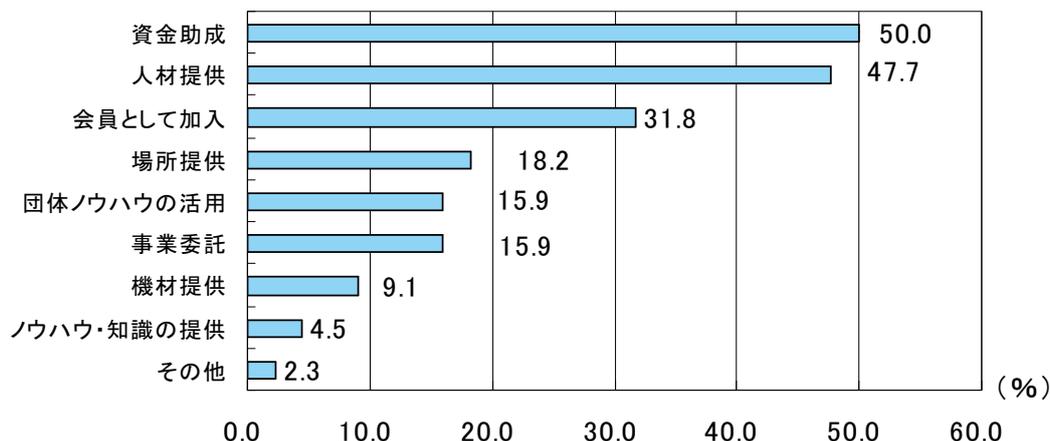
① 県民活動団体と何らかの関わりを持ったことがあるか。

関わりあり	関わりなし
20.6%	79.4%

(企業における社会貢献活動に関する調査：)

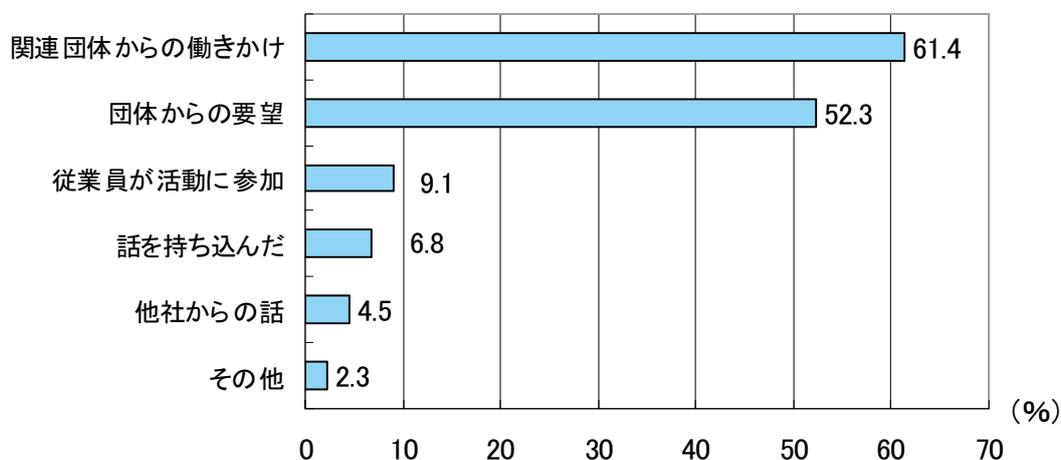
県民生活課H19年1月実施 N=214)

② 県民活動団体との関わりの内容



(企業における社会貢献活動に関する調査：県民生活課H19年1月実施 N=44(複数回答))

③ 県民活動団体との関わりのきっかけ



(企業における社会貢献活動に関する調査：県民生活課H19年1月実施 N=44(複数回答))

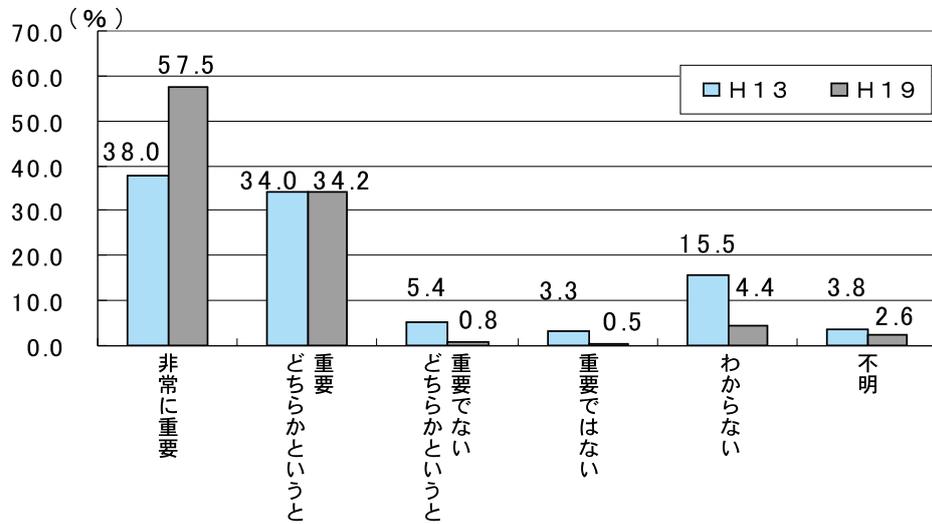
(2) 課題

ア 県民活動団体と行政との協働の課題

県民活動団体と行政との協働は、団体の自立性を保ちながら行うことが重要であり、その取組を通じて、団体の企画運営能力を高めるとともに、行政に対する認知度を上げていくことが必要です。行政の側では、団体の特性等をよく理解し、協働の取組を情報発信することが必要です。

(ア) 行政との協力・協働の必要性（比較平成13年・平成19年）

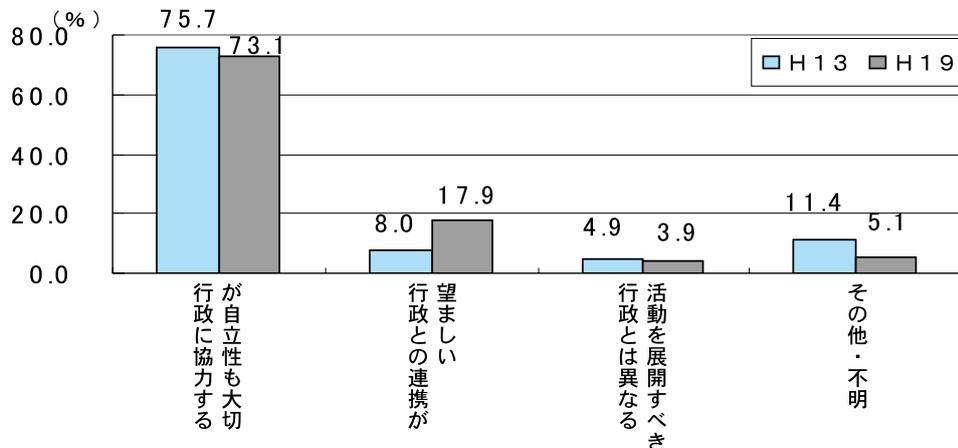
行政との協力・協働の必要性をみると、平成19年調査では、「非常に重要」と「どちらかといえば重要」とを併せて全体の9割以上を占めており、ますます重要性が高くなっています。



山口県県民活動団体実態調査（平成13年2月：N=873、平成19年4月：N=386）

(イ) 行政との連携姿勢（比較平成13年・平成19年）

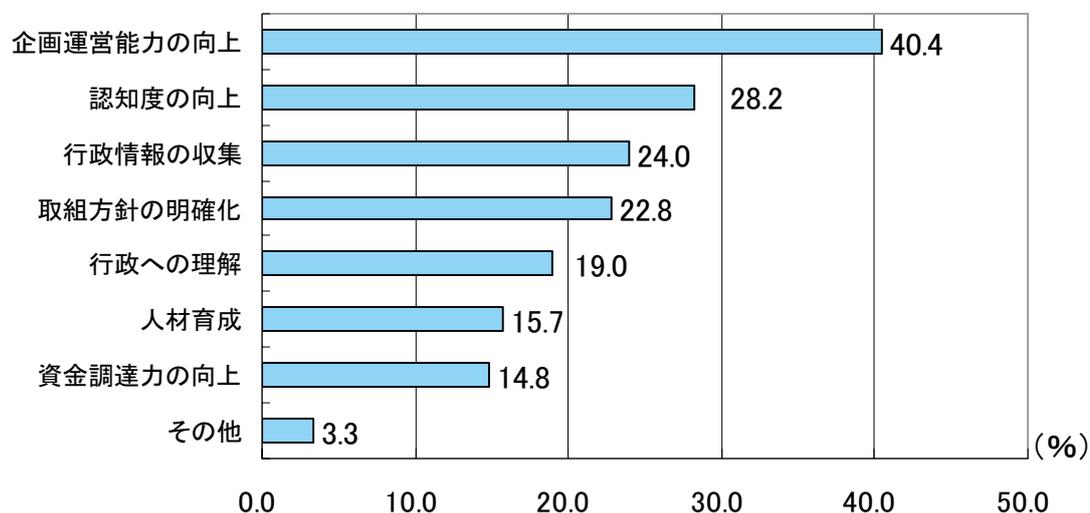
行政と団体との関係形成がどうあるべきかをみると、「自立性を尊重しつつ部分的に協力すべき」が、全体の7割以上を占めています。



山口県県民活動団体実態調査（平成13年2月：N=873、平成19年4月：N=386）

(ウ) 行政と連携・協力する場合の団体に必要な条件

行政と連携・協力する場合に団体に必要な条件をみると、「連携・協力事業の企画運営能力を高める」「行政への認知度を高める」「行政情報を収集する」等の割合が高くなっています。

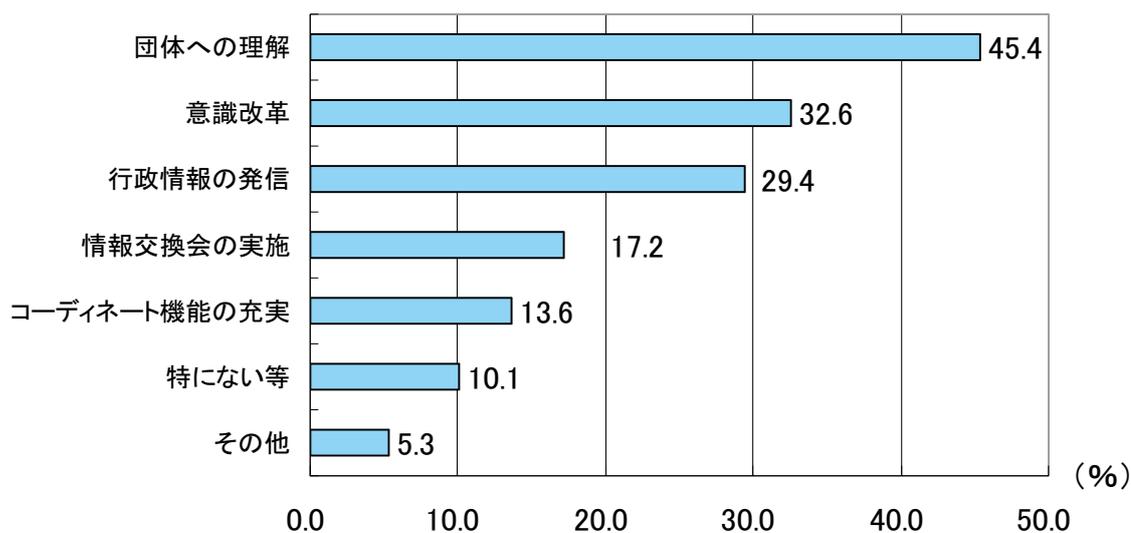


(県民活動団体における活動基盤強化のための取組等に関する調査

: 県民生活課H19年1月実施 N=337(複数回答))

(エ) 行政と連携・協力の環境づくり、行政への要望

行政への要望をみると、「県民活動団体への理解を深めて欲しい」「県民活動団体との協働に関する行政職員の意識改革をして欲しい」「幅広い行政情報を発信して欲しい」という要望の割合が高くなっています。



(県民活動団体における活動基盤強化のための取組等に関する調査

: 県民生活課H19年1月実施 N=337(複数回答))

イ 県民活動団体と事業者との協働の課題

県民活動団体と事業者との協働を行うためには、お互いの理解を深め、団体の側は、日頃の活動状況等を情報開示し、目的や取組方針を示すとともに、企画運営能力や社会的認知度を高めていくことが必要です。一方、事業者の側は、社会貢献活動の理念や取組方針を示すとともに、協働に関する理解を深めることが必要です。

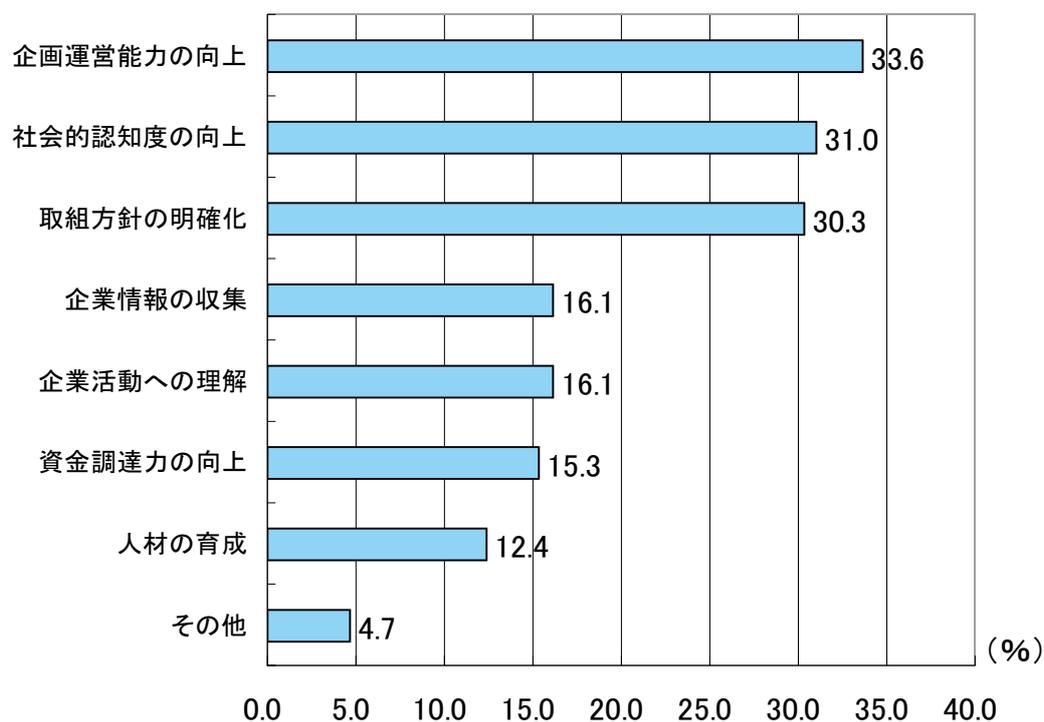
行政は、県民活動団体と事業者との理解が相互に深まるように、それぞれの情報を積極的に提供し、その意識啓発に努めることが必要です。

(ア) 県民活動団体の課題

企業と連携・協力する場合は、団体の企画運営能力や社会的認知度を高めることが必要であり、企業側にも県民活動に対する理解を深めてもらうことが重要です。行政も県民活動への企業の理解が深まるよう積極的に意識啓発を図ることが必要です。

① 企業と連携・協力する場合の団体に必要な条件

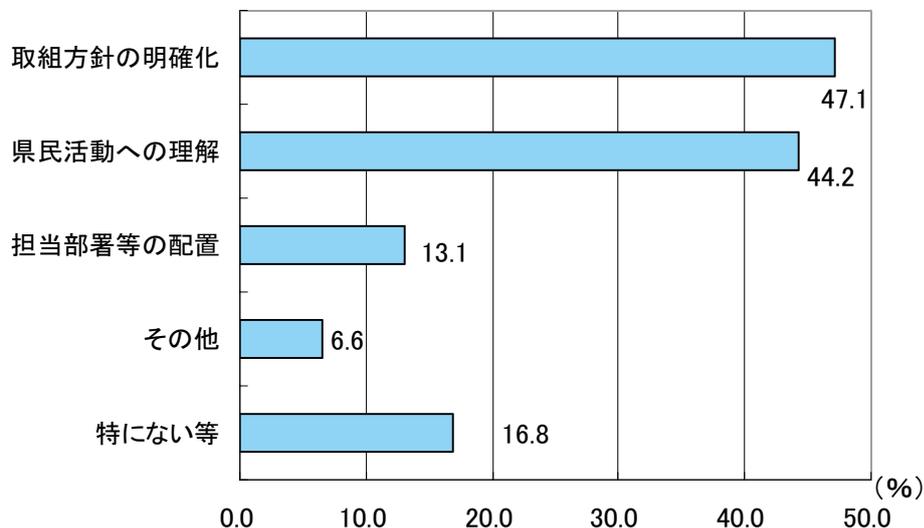
団体に必要な条件をみると、「連携・協力事業の企画運営能力を高める」「社会的認知度を高める」「連携・協力に係る取組方針を明確にする」等の割合が高くなっています。



(県民活動団体における活動基盤強化のための取組等に関する調査
：県民生活課H19年1月実施 N=274(複数回答))

② 企業と連携・協力する場合、企業に対する要望

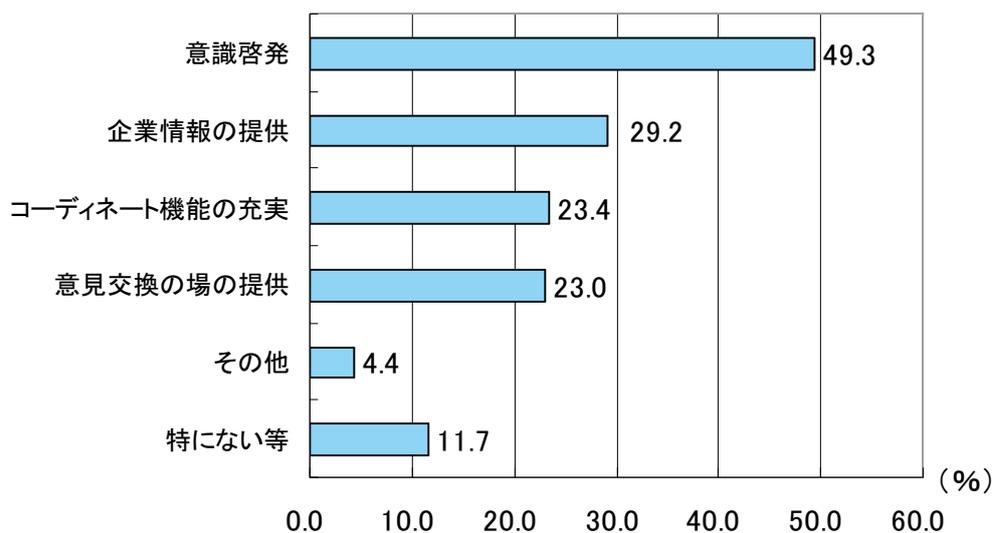
企業への要望をみると、「社会貢献活動についての理念や取組方針をはっきりさせて欲しい」「県民活動団体に対する理解を深めて欲しい」という要望の割合が高くなっています。



(県民活動団体における活動基盤強化のための取組等に関する調査
：県民生活課H19年1月実施 N=274(複数回答))

③ 企業と連携・協力の環境づくり、行政への要望

行政への要望をみると、「企業における県民活動団体への理解が深まるよう意識啓発して欲しい」「企業情報を積極的に提供して欲しい」という要望の割合が高くなっています。



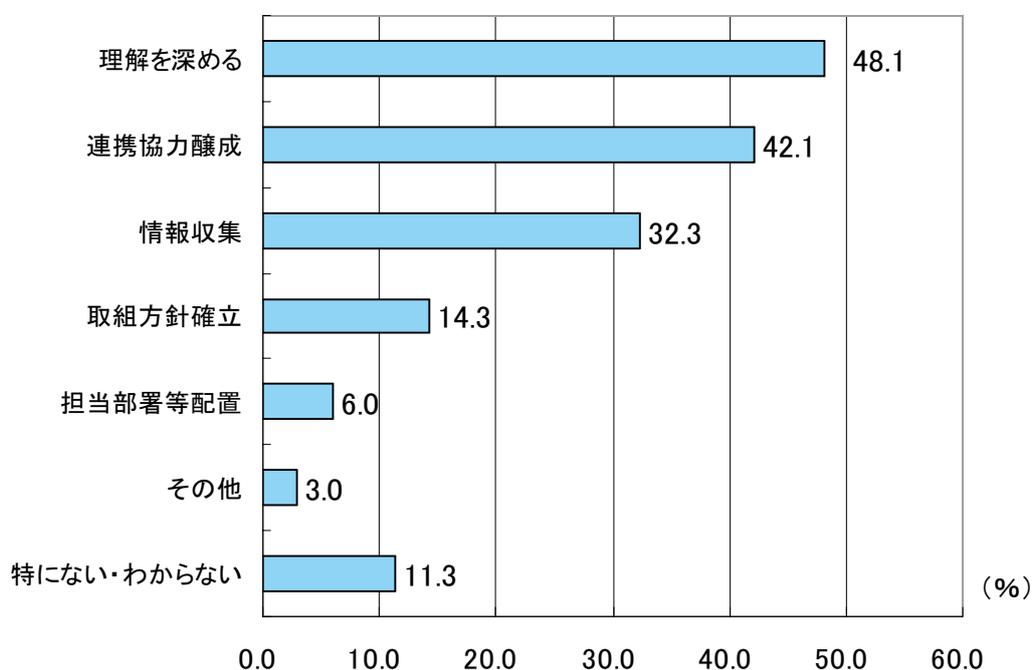
(県民活動団体における活動基盤強化のための取組等に関する調査
：県民生活課H19年1月実施 N=274(複数回答))

(イ) 企業の課題

県民活動団体と連携・協力する場合は、県民活動団体に対する理解を深め、企業内での連携・協力に関する意識の醸成を図ることが必要です。団体側も活動状況等を情報開示し、目的や取組方針を示すことにより、企業の理解を深めてもらうことが重要です。行政も県民活動団体に対する企業の理解が深まるよう、県民活動団体に関する情報を積極的に発信するよう努めることが必要です。

① 県民活動団体と連携・協力する場合の企業に必要な条件

企業に必要な条件をみると、「県民活動団体に対する理解を深めること」「連携・協力についての理解・意識の醸成」等の割合が高くなっています。

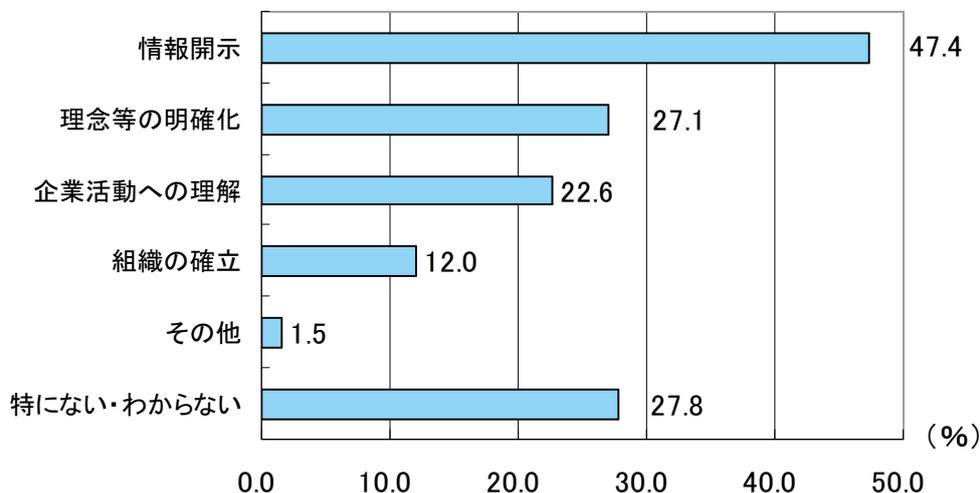


(企業における社会貢献活動に関する調査

: 県民生活課H19年1月実施 N=133 (複数回答))

② 県民活動団体と連携・協力する場合、団体に対する要望

団体への要望をみると、「日頃の活動に関する情報を開示して欲しい」「理念や取組方針をはっきりさせて欲しい」「企業活動への理解を深めて欲しい」という要望の割合が高くなっています。

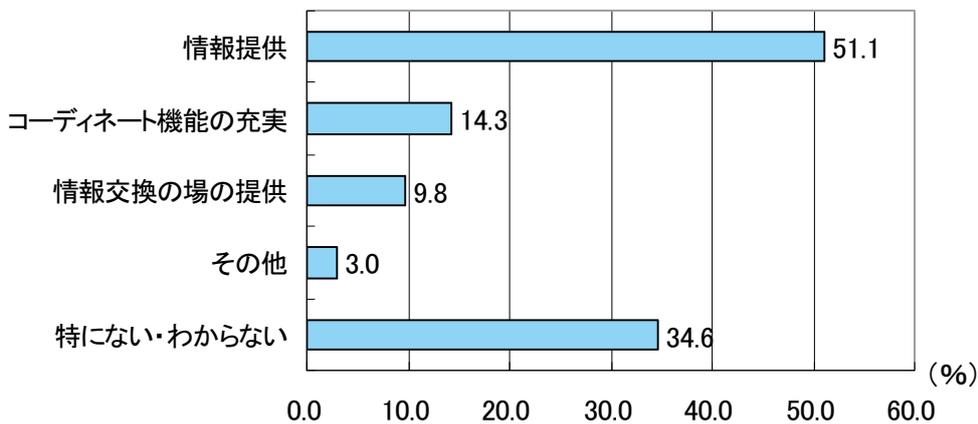


(企業における社会貢献活動に関する調査

: 県民生活課H19年1月実施 N=133 (複数回答))

③ 県民活動団体と連携・協力の環境づくり、行政への要望

行政への要望をみると、「県民活動団体に関する情報を積極的に提供して欲しい」という要望の割合が大きくなっています。



(企業における社会貢献活動に関する調査

: 県民生活課H19年1月実施 N=133 (複数回答))

4 県民活動を支援する上での課題

(1) 県が支援していく上での課題

県民参加や県民活動団体の課題を踏まえ、次の3点を県の課題として本計画で支援の方向を示します。

- ① 県民参加の促進
- ② 県民活動の自主性・主体性を損なわない形での支援
- ③ パートナーシップの確立と協働^{*10}の推進

(2) 県民活動を支援する機関や団体の課題

県民活動を支援する機関や団体（以下「県民活動支援機関」^{*11}）、県民活動を支援する拠点（以下「県民活動支援拠点」^{*12}）においては、それぞれ実情が異なりますが、次のような課題が挙げられます。

- ① 利用者、登録団体の伸び悩み
- ② 運営予算・事業予算の不足
- ③ 活動ニーズへの対応（立地条件、利便性、設備、事務所機能等）
- ④ 個人でボランティア活動を行う人への支援策
- ⑤ 県民活動団体の規模、発展段階に応じた支援策
- ⑥ 県民活動団体のネットワークづくり
- ⑦ 情報提供・相談業務等を行うアドバイザーやコーディネーターの知識・能力の向上

各県民活動支援機関や県民活動支援拠点（以下「県民活動支援機関等」）が独自性を発揮しながら連携して課題に対応していくことが期待されます。

*10 本計画においては、協働に至る関係を築くことを「パートナーシップ」、事業等を一緒に行う行為そのものを「協働」と定義して使っている。なお、協働の定義については第4章3(3)を参照。

*11 本計画において、県民活動の支援を主たる業務・事業の一つとしている組織・団体等のうち、行政機関、財団法人、社団法人、社会福祉法人等を指す言葉として定義。NPO法人や任意団体はこの中には含まず、「中間支援団体」と表現している。

*12 本計画において、県民活動を支援することを主たる業務の一つとしている拠点施設を指す言葉として定義。情報収集提供機能、相談・仲介機能、交流・連携機能、利用者用スペース・機器の設置など主として県民が直接利用できる機能を有する（公設、民設を問わない）。

5 新たな課題への対応

本計画の一部改定にあたっては、平成15年度から現在までの取組状況を踏まえ、「県民力」、「地域力」を活かした県民活動の活性化により「住み良さ日本一の元気県づくり」を一層進めるため、計画策定時からの社会環境の変化によって生じた新たな課題への対応を図るとともに県民活動の活性化に向けた更なる環境整備に努めます。

新たな課題

- (1) 団塊世代等シニアの社会参加活動の促進を図る支援体制の整備
- (2) 少子・高齢化や中山間地域対策の主要な担い手としての参加促進
- (3) 国民文化祭やまぐちの成果継承による地域づくり
- (4) 県民総参加の山口国体に向けた県民力、地域力の発揮

なお、これらの課題への対応を含めた県民活動促進施策の展開方向については、後述の第5章で整理しています。

第4章 県民活動促進のための基本方針

県は、山口県県民活動促進条例第1条に掲げられる「協働の推進による個性豊かな地域社会の実現」を図ることを目標とし、同第3条の「基本理念」に基づき、次の考え方を基本として県民活動に関する施策を推進します。

○ 県民活動の主役である県民の県民活動に対する理解が深まり、個人で、あるいは団体活動を通じて、県民活動に参加しやすくなるよう、県は、市町及び県民活動支援機関等と連携して環境づくりを行います。

○ 県民活動が活発化し、提供されるサービスや情報が増加することは県民にとって大変有益ですが、県民活動は、県民の自由な意思によることが大切です。参加意欲を損なうことなく、活動を活発化していくことが求められています。

このため、県は、県民活動の発展と定着化に向けて、活動の自主性、主体性を尊重しながら、県民や県民活動団体がより活動しやすいように市町及び県民活動支援機関等と連携して環境づくりを行います。

○ 社会的課題や県民ニーズが多様化、複雑化する中で、課題やニーズに効果的かつ的確に対応していくため、県、市町、事業者、県民活動団体及び県民は、共通の目的を有する領域において、積極的な協力・連携を進めていく必要があります。

そのため、それぞれの責務や役割等を相互に理解した対等な立場にあるものとして尊重しあうパートナーシップを確立することが重要であり、それにより協働も促進されます。

県は、政策立案等における県民や県民活動団体の参加、事業の委託・共同実施などを促進するとともに、市町及び県民活動支援機関等と連携して、事業者や各種団体の理解と協力が得られるよう環境づくりを行います。

1 県民参加のための環境づくり

(1) 県民の理解

県民は、県民活動の主体であり、活動活性化の源です。このため、県民活動の言葉の意味や重要性、社会的役割について、県民への一層の浸透を図らなければなりません。

そのため、県は、市町をはじめ、県民活動支援機関等と連携して普及啓発活動を行い、県民が県民活動に参加していく上で支障となっている「時間、情報、きっかけ」等の課題について配慮した活動に参加しやすい環境を整備します。

また、普及啓発活動にあたっては、体力に自信がない人、高齢者や障害のある人、子育て中の人などの参加も考慮した多種多様な活動情報の提供を行います。

一方で県民活動が社会的な役割を果たしていくためには、多くの県民の参加と協力が必要です。そのため、とりわけ団体として活動する場合には、できるだけ団体の「設置目的」「活動内容」「特徴」などの情報を公開し、第三者の意見を採り入れながら、活動内容の充実や運営能力の向上に努めることが望まれます。これによって団体としての社会的な信用が高まり、県民活動の可能性やすそ野が広がり、個人によるボランティア活動の啓発にもつながります。

県は、市町及び県民活動支援機関等と連携して環境づくりを行います。

(2) 事業者の役割

事業者は、本来の経済活動に加えて、地域社会の一員として県民活動を自ら行ったり、活動の資源である資金、資材、人材、情報などを提供することにより、県民活動を支援する役割が期待されています。

事業者や従業員が県民活動に関わっていくことにより、地域社会における住民との新たなネットワークができる可能性もあります。

このため、県は、市町及び県民活動支援機関等と連携し、経営者団体、商工団体などの事業者団体の理解と協力を得て、事業者や従業員の県民活動への参加意欲を喚起するとともに、県民活動を支援しやすくなるような環境づくりを行います。

また、県民活動のすそ野が広がるよう、事業者だけでなく、各種団体の理解と協力が得られるような環境づくりを行います。

2 自主的・主体的活動の向上、促進のための環境づくり

(1) 自主性・主体性の尊重

県は、県民活動の特性である自主性、主体性を損なわぬよう留意し、個々の活動に対して介入や干渉を行うことのないよう十分に配慮しながら、「人材育成」「ネットワーク形成」「財政支援」「支援拠点」などについて、活動が向上し、促進されるような環境づくりを行います。

(2) 地域性、独自性、個性の尊重

県民活動は、個人活動もあれば団体活動もあり、また、活動の規模・歴史・分野や活動経験、組織としての成熟度等多様であることから、それぞれの活動の個性を生かし、また地域性や独自性が発揮できるよう、県は、県民活動支援機関等と連携して、画一的ではなく、活動の実情に配慮した環境づくりを行います。

(3) 市町との連携

市町は地域社会に密着した自治体として、地域における県民活動を促進していく上で重要な役割を担っており、市町域内における活動の環境整備については、各市町が主体となって取り組むことが強く求められています。

また、市町によって、県民活動の状況も多様であることから、地域の実態に即した施策が期待されます。

県は、県民活動に対する市町の理解の促進を図り、市町が実施する県民活動促進のための環境づくりやパートナーシップの形成に協力します。

(4) 県民活動支援機関等との連携

県民活動支援機関等は、それぞれの成り立ちや分野に応じた独自の支援を行っています。県はこれらと連携して環境づくりを行います。

県民活動支援機関等が相互に連携し、より県民のニーズに応じた効果的な運営に努めることも必要です。

また、県民活動団体の支援を目的とした県民活動団体である中間支援団体^{*13}は、県民活動団体のネットワーク化や活動水準の向上に重要な役割を果たしています。県は各地域における中間支援団体が充実・発展するよう支援するとともに、連携を推進していきます。

*13 一般には、県民活動を支援することを主たる業務にしている団体・組織等を広く指すが、本計画においては、これらのうち、NPO法人、任意団体（法人格のないNPOやボランティア団体等）に限定して使用している。

3 県民自治の視点に立ったパートナーシップの確立と協働の推進 に向けての環境づくり

(1) 地方分権と県民自治

地方分権の時代において、地域社会の発展と充実を目指すには、県民が地域の運営に積極的に参画する「県民自治」^{*14}の視点のもと、行政から県民や県民活動団体への財源委譲も含めた「官から民」へのいわゆる「第三の分権」を推進していく必要があります。県民それぞれが自主性や主体性を持って様々な分野における県民活動へ参加し、行政や事業者と協働して地域の問題解決にあたることは、第三の分権の推進の大きな原動力となります。

県では、平成18年3月に「分権時代の自立した行政システムづくり」を新たな行政改革推進の基本理念とした「山口県行政改革推進プラン」^{*15}を策定し、広域自治体である県が地域での役割を適切に果たし得る分権型行政システムを確立することとし、県民参加型の県政を推進するため、より多くの県民の意見が県政に反映されるよう努めるとともに、県民・NPO等との協働の取組を進めることとしています。

一方で、県民活動が地域の中で根付き、成熟していくためには、その活動の意義や役割について広く県民の間に理解と関心が深まっていく必要があります。県は市町及び県民活動支援機関等と連携して、環境づくりを行います。

*14 地方自治は、住民から負託を受けた地方自治体の責任において運営される「団体自治」と住民の参加によって運営される「住民自治」から成り立ち、そのどちらも欠くことのできないものであるが、本計画においては、「住民自治」のことを「県民自治」と言い換えて表している。

*15 昭和54年度以来の四次にわたる行政改革を踏まえ、平成18年3月に新たに県が策定。計画期間は、平成18年度～平成21年度の4年間。

(2) パートナーシップの確立に向けた相互理解と対等な関係の確立

県、市町、事業者、県民活動団体及び県民は、相互の違いを十分に理解し、お互いの特性を生かせるよう役割分担を明確にした上で、共通する目的の実現に向けて、対等なパートナーとして協働を進めていくことが重要です。

- ① 県は、情報の共有化に向けた積極的な情報公開を行い、これまで行政が対応してきた領域であっても、可能なものについては、できる限り県民や県民活動団体との協働を推進していきます。

一方、行政が対応しなければ解決できない課題や行政が対応する方が適切である課題に対しては、行政が責任を持って対応していきます。

- ② 市町は、地域に密着した自治体として地域の個性や独自性を生かした施策を検討し、協働を推進していく役割が求められています。県は市町における協働の推進に協力します。

- ③ 事業者には、協働の目的や事業内容に応じて必要な情報を提供していくことが求められています。県は市町及び県民活動支援機関等と連携して、環境づくりを行います。

- ④ 県民及び県民活動団体においては、行政や事業者とのパートナーシップの確立に向けて、自身の活動のレベルアップを図ることが望まれます。活動の目的・内容・特徴など外に向かって正確な情報を発信することにより、社会的な理解が深まり、また協力も得られ、協働の促進につながっていきます。県は市町及び県民活動支援機関等と連携して、環境づくりを行います。

(3) 協働の必要性と効果

① 協働の定義

協働とは、「相互の存在意義を認識し尊重しあい、相互にもてる資源を出し合い、対等な立場での共通の目的を達成するため、お互いに協力すること」をいいます。

② 協働の必要性

県民の多様化するニーズに応えていくためには、法律や予算に基づいて公平・均一的なサービスの提供を中心として行う行政や利潤を追求することにより社会に経済的効果をもたらす企業だけでは、十分な対応が難しくなっています。

一方で、公益・非営利の分野において、自主的・主体的な県民活動が活発化しており、課題解決に向けて、県民や県民活動団体と一緒に取り組むことで、より良い成果を挙げることができるものもあります。

行政や事業者が県民や県民活動団体と協働し、その専門性や柔軟性、機動性などの特性を生かすことで、県民ニーズに沿ったサービスの提供が可能となります。

③ 協働によって期待される効果

i) 県民

県民活動の特性を生かしたきめ細かで柔軟なサービスを受けられるとともに行政への関心や参画意識が高まります。また、新たな活躍の場や雇用の機会が拡大します。

ii) 県民活動団体

自らの特性を生かしながら、活動の目的や理念をより効果的に実現する場が得られます。また、会計処理や事業報告などを適切に行う必要が生まれ、団体のレベルアップにもつながります。その結果、活動の場が広がるとともに社会的理解や評価が高まります。

iii) 事業者

地域への貢献を通じ、社会的な信頼が醸成され、地域社会とのネットワークが形成でき、幅広い視野や経験を有した従業員の育成にもつながります。また、事業者自身が社会に貢献する県民活動を行うときに、県民や県民活動団体のノウハウを活用できます。

iv) 行政

県民活動の特性を生かすことにより、多様化する県民ニーズに対応できるとともに、行政運営のスリム化・効率化が図られます。また、異なる発想や行動原理を持つ活動団体との協働によって、行政の意識改革が進み新しい発想も生まれます。

(4) 行政の意識改革

県民活動は多様な社会的使命や価値観に基づいて行なわれていることを、行政は十分に理解する必要があります。また、多様性、即応性、創造性、先駆性といった県民活動の特徴や、行政の各分野の枠にとらわれない活動の広がり、様々な組織形態があることなども理解する必要があります。

行政は、政策立案等において常に県民や県民活動団体の参加と協働が必要であるという発想の転換と意識改革を行う必要があります。協働で事業を実施する場合においても、県民活動は行政が一方的に決めたことを実施するだけの補完的な役割を果たすものではないことを、十分に認識することが必要です。

県民や県民活動団体とのパートナーシップの確立と協働の推進に関して、県や市町の職員が十分に理解する必要があります。

県は、県及び市町の職員に対し、パートナーシップに関する教育・啓発活動を行います。

(5) 行政と県民・県民活動団体における協働推進のための課題と対応

行政と県民・県民活動団体がパートナーシップを確立し、協働を推進していくに当たっては、「気運の醸成」「職員の意識改革」「行政との協働が可能な県民活動団体の充実」「県民活動団体情報の蓄積」「協働事業の紹介・斡旋など県と県民活動団体との仲介役となるコーディネーターの育成」「事業委託等における民間企業との競合」等の課題があります。

また、具体的に協働を進めていく上で、既存事業の協働化だけでなく、県民や県民活動団体の政策提案を生かした事業など、新しい手法を検討するとともに、協働事業のための財源を確保していく必要があります。

県では、行政と県民・県民活動団体がパートナーシップを確立し、協働を推進していくに当たっての環境づくりの一環として、平成16年3月に「県民活動団体との協働に関するガイドブック」を作成しています。

この中で、行政職員が協働を進めていくための留意事項や手順を示しており、行政職員が協働についての共通認識をし、それぞれが所掌する施策や事業において協働の推進に向けた積極的な取組がなされるよう、ガイドブックの活用を図ることとします。

(6) 事業者と県民・県民活動団体とのパートナーシップの確立と協働の推進

事業者と県民・県民活動団体のパートナーシップを確立し、協働を進めていくためには、まず、お互いの理解を深めることが必要です。事業者が県民活動の持つ創造性や先駆性に着目し、事業者の理解と協力が得られれば、協働も促進されます。

そのため、事業者においては、事業者団体等が中心となって、各事業者の理解を深めていくことが期待されます。

一方、県民及び県民活動団体においては、事業者からパートナーとしての信用を得る必要があります、とりわけ県民活動団体においては、様々な機会を捉えて情報を発信していくことが求められます。行政と県民活動団体だけでなく、事業者や各種団体も対象とした協働のネットワークづくりと協働事業のコーディネートを進めていくことも重要です。

県は市町及び県民活動支援機関等と連携して、環境づくりを行います。

第5章 県民活動促進方策の展開方向

《主な改正点》

1 県民参加のための環境整備の展開方向

(1) 県民への情報提供と参加意欲の促進

〔主な改正点〕

- 県民活動促進キャンペーンの展開に当たっては、県民活動団体との協働による、より効果的な普及啓発活動の実施
- 時代のニーズに対応した新たな活動分野等に関する情報提供
- 団塊世代等シニアの参加促進を図るための情報提供

(2) 県民への学習機会の提供

〔主な改正点〕

- 大学生や若者の参加促進を図るための学習機会の拡大
- 団塊世代等シニアの参加促進を図るための学習機会の提供

〔新規追加項目〕

(3) 少子・高齢化や中山間地域対策の主要な担い手としての参加促進

- 少子・高齢化や中山間地域等の新たな課題の解決に向けた県民活動の重要性の理解と参加意欲の促進
- 少子・高齢化や中山間地域対策に関する学習・研修機会の提供
- 少子・高齢化や中山間地域対策の担い手となるNPO法人等の育成

(4) 事業者の活動参加の促進

〔主な改正点〕

- 事業者には、地域社会の一員としての社会貢献活動の展開や県民活動への積極的な参加、支援を期待
- 県民活動団体との協働による社会貢献活動の積極的な情報提供

2 自主的・主体的活動の向上、促進のための環境整備の展開方向

(2) 人材育成やマネジメント能力向上のための研修の実施

〔主な改正点〕

- 人材育成に取り組んでいる各機関の相互連携による受講者の利便性の向上と研修会等の効率的な運営
- 団塊世代等シニアの持つ知識・技能・経験を研修会等の講師等で活用
- 国民文化祭やまぐち等各種イベントで培われたノウハウ等を有する人材を研修会の講師等で活用

(4) 活動の場の確保への協力

〔主な改正点〕

- 中山間地域等における廃校等の未利用施設の活用や事業者が所有する遊休施設の開放等、地域における県民活動の場の確保対策を検討

(5) 交流機会の提供等による多様なネットワークの形成

〔主な改正点〕

- 県内で同種の活動を行う県民活動団体の分野別ネットワークの構築
- 国民文化祭やまぐち等のイベントで培われたネットワークを活用し、県民総参加の山口国体に向けてネットワークをさらに強化

〔新規追加項目〕

(6) 県民総参加の山口国体に向けた取組の推進

- 「おいでませ！山口国体 県民きらめきセンター」の取組

(7) 情報ネットワークシステムによる情報提供の充実

項目名変更

情報ネットワークシステムの機能充実

〔主な改正点〕

- 情報ネットワークシステムによる情報提供機能等の充実強化

(8) 県民活動支援機関等の役割の明確化と相互の連携

項目名変更

県民活動支援機関等における相互の連携

〔主な改正点〕

- 各県民活動支援機関の役割の確認と相互の連携・協力の強化

(9) 中間支援団体の充実と連携

【主な改正点】

- 指定管理者制度の導入による県民活動支援センターの効率的な運営
- 中間支援団体の育成による連携の強化

(10) 県民活動支援拠点の整備と機能充実

【主な改正点】

- 県民活動支援センターときらめき財団の役割の明確化

(11) 県民活動団体への財政支援

項目名変更

県の財政支援の方向

【主な改正点】

- 県民活動団体に対する財政支援
- NPO法人に対する税制優遇措置等の周知
- 認定NPO法人申請手続きの簡略化等に向けた国への働きかけ

(14) 特定非営利活動促進法の普及及び法人化の促進

項目名変更

特定非営利活動促進法の普及及び法人化の事前相談の充実

【主な改正点】

- NPO法人化の促進
- NPO法人に対するサポート体制の充実

3 県民自治の視点に立ったパートナーシップの確立と協働の推進 に向けての環境整備の展開方向

(5) 県事業における協働の推進

【主な改正点】

- 県民活動支援センターをコーディネーターとした、県と県民活動団体が協働事業を協議する協働推進ラウンドテーブル（円卓会議）の設置
- 美術館等の公共施設におけるボランティア活動など、施設サービスと連動した協働の進め方について検討
- 協働で実施した事業のノウハウ等を次の事業に生かしていく循環的な進め方について検討

(6) 「県民活動団体との協働に関するガイドブック」の活用

項目名変更

協働推進のための新しいガイドラインの策定

【主な改正点】

- 行政職員向けの「県民活動団体との協働に関するガイドブック」の活用
- 県民活動団体や事業者向けの「ガイドブック」の作成

(7) 市町における協働の推進への協力

【主な改正点】

- 地域における、県民活動団体、事業者、学校、行政等の多様な主体相互の協働を促進するための協力・支援

(8) 県民活動団体と事業者、行政等多様な主体との協働の推進

項目名変更

事業者及び各種団体との連携・協力による協働の推進

【主な改正点】

- 地域社会を構成する県民、県民活動団体、事業者、学校、行政等の多様な主体が連携、協働した、地域の課題解決に向けた積極的な取組の促進
- 事業者の社会貢献活動に関する情報収集・提供のシステム構築
- インターネット等による情報提供機能やマッチング機能を活用したコーディネート機能の充実強化
- 事業者と県民活動団体との情報交換の場の設定による協働の促進

県は、第4章で示した3つの「基本方針」に基づき、県民活動の特性を十分に踏まえ、市町及び県民活動支援機関等と十分な連携を図りながら、次の1～3に掲げる環境整備の展開方向に沿って、施策を推進します。

なお、実施に当たっては、公平・公正性や透明性に十分配慮するとともに、「自主性・主体性の尊重」、「協働の視点」に留意します。

1 県民参加のための環境整備の展開方向

(1) 県民への情報提供と参加意欲の促進

県民活動の情報を、様々な広報媒体やイベント・講座の開催等によって広く県民に紹介し、その活動の意義や役割などについての理解や関心を深めるとともに、活動への参加のきっかけづくりとなるよう市町及び県民活動支援機関等と連携して、活動の普及・啓発を推進します。

- ① 広報やイベント開催などを通じ、県民活動に関する理解や参加意欲を促進します。また、山口県県民活動促進条例で定める「県民活動促進期間」に実施する県民活動促進キャンペーンは、県民活動団体と協働し、より効果の高い普及啓発活動を重点的に推進します。
- ② 県民活動への参加を希望する県民に対する相談体制を充実するとともに、時代のニーズに対応した新たな活動分野等に関する情報も提供します。
- ③ 県民活動に関する人材、活動拠点等の情報を積極的に収集するとともに、インターネットの活用や情報誌の工夫など受け手に応じた多様な手段により速やかに情報を提供します。
- ④ 市町に対しては、その広報誌等を活用して県民活動の情報を発信するよう依頼します。
- ⑤ 体力や時間がない等の理由により県民活動に参加できない人や高齢者、障害のある人、子育て中の人などで県民活動へ参加したくても情報が入手しにくい人々に対する広報の方法、相談体制を工夫します。
また、これらの人々が無理なく県民活動へ参加できるよう県民や県民活動団体に対しても協力を求めます。

⑥ 団塊世代等シニアが、退職後も社会参加活動に参加できるように、また、参加する喜びが味わえるように、県民活動に関する情報を提供します。

また、高齢者や中高年の生きがいづくりや健康づくり、社会貢献活動等の促進などについて、先進的な調査研究や支援活動を行っている生涯現役社会づくり学会^{*16}や、高齢者等に生涯現役づくり活動に関する一元的な情報提供を行っている山口県生涯現役推進センター^{*17}とも連携し、有用な情報を提供します。

*16 高齢者・中高年の生きがいづくりや健康づくり、社会貢献活動・就労等の促進などについて、生涯現役社会づくりに資する先進的な調査研究や支援活動及び県内外への情報発信を行うため、地域活動家や研究者、行政・関係団体・企業等の関係者の幅広い参加により、平成16年11月に設立。

*17 高齢者や中高年などシニアの、生涯現役社会づくり活動に関する一元的な情報提供や仲間づくり支援、リーダー養成などの活動支援を行うため、平成15年4月に山口県社会福祉協議会に設置。

(2) 県民への学習機会の提供

県民活動の普及・啓発を図るため、生涯学習の視点に立って各種の講座の開催や学習・研修機会の提供を行います。

特に、児童生徒に対しては、学校・家庭・地域社会が連携を図りながら、県民活動への理解と参加を育んでいくための取組を進めます。

大学生や若者に対しては、自ら学習機会の拡大を図って、地域に積極的に出て行き、まちづくりや福祉、防犯等の県民活動への参加が促進されるよう啓発に努めます。

団塊世代等シニアに対しては、地域社会の担い手として、地域を支える様々な県民活動への参加が促進されるよう啓発に努めます。

- ① 県民それぞれのライフプランに応じた学習と、その成果を生かすボランティア活動の機会や場の提供を行います。
- ② 児童生徒に対しては、市町教育委員会など教育関係機関と連携しながら、学校、家庭、地域社会の連携により児童生徒等の体験活動の場を確保するとともに、ボランティア意識の形成と活動意欲を喚起する取組を進めます。
また、関係機関と連携しながら、児童生徒等が県民活動に参加しやすい環境を整えます。
- ③ 大学生や若者に対しては、大学等と連携しながら、地域における様々な県民活動への積極的な参加が図られるよう環境づくりを進めます。
- ④ 団塊世代等シニアに対しては、生涯現役社会づくり学会、生涯現役推進センター、事業者等とも連携を図りながら、学習機会の提供に努めます。

(3) 少子・高齢化や中山間地域対策の主要な担い手としての参加促進

少子・高齢化や中山間地域の過疎化等が進行する中で、社会全体で子育て等を支援する仕組みづくりや、中山間地域におけるコミュニティの再生など様々な課題の解決に向けて、県民活動の重要性が高まっており、これらへの理解と参加促進を図るための普及・啓発を行います。

また、こうした課題の解決に向けて、県民活動支援機関等と連携した学習・研修機会の提供や、これらに携わるNPO法人等の育成を図ります。

(4) 事業者の活動参加の促進

事業者には、地域社会の一員としての自覚や社会貢献活動への積極的な参加が期待されており、県は、市町及び県民活動支援機関等と連携して、そのための環境づくりを行います。

- ① 事業者に対し、県民活動の社会的重要性の啓発や地域における活動情報の提供、活動団体の紹介などを通じて、事業者の実情にあった県民活動の支援に対する理解を促進していきます。
- ② 事業者団体や労働者団体等と連携しながら、研修等の実施や参加について、事業者や労働組合の協力を求め、県民活動への参加について理解を促進していきます。
- ③ 事業者が行う様々な分野での社会貢献活動のうち、特に県民活動団体と協働した取組事例を積極的に情報提供するなど、事業者のイメージアップにもつながる取組を進めることにより、事業者の参加拡大を促進します。
- ④ 事業者による県民活動への支援が促進されるようマッチングギフト方式^{*18}を奨励する制度など、寄附を行いやすい仕組みに関する研究を進めます。
- ⑤ 県民活動のすそ野が広がるよう、活動への参加や支援に関し、事業者だけでなく、各種団体に対しても、上記①～④と同様の取組を推進します。

*18 従業員が福祉団体等へ自発的に寄附を行う場合、事業者からもその団体に対して、同額あるいは一定の金額を上乗せして寄附するもの。

(5) ボランティア休暇制度^{*19}の普及啓発

県は、被災者支援活動や社会福祉施設における活動などを目的とした職員のボランティア休暇取得について、配慮と促進を図るとともに、市町に対しても職員への普及啓発について理解を求めていきます。

また、事業者に対しては、県民活動支援機関等と連携し、制度の整備について理解を求めるとともに、研修会の開催などを通じ、ボランティア休暇取得への配慮を求めていきます。

(6) 県民活動に対応した保険制度の利用啓発

県民活動は自主的・主体的な活動であることから、活動時の安全確保についても自己責任において十分注意することが必要ですが、多くの方が少しでも安心して活動に参加できるよう、万一の事故に備え、県は、市町及び県民活動支援機関等と連携して、県民活動に対応した傷害保険や損害賠償保険等についての利用啓発を図り、加入を促進します。

*19 ボランティア活動を支援・奨励するために、事業者や官公庁が従業員や職員に対してボランティア活動のための特別休暇を認める制度。

2 自主的・主体的活動の向上、促進のための環境整備の展開方向

(1) 県民活動に関する情報の収集と提供、ニーズの把握

県は、市町及び県民活動支援機関等と連携して、県民活動に関する情報の収集と提供を行うとともにニーズの把握を行います。

- ① 地域における活動情報の収集と提供
- ② 広報媒体などを活用した活動事例の紹介
- ③ 国の関係機関や民間団体が実施するものも含めた各種活動支援情報の収集と提供
- ④ 県民活動支援拠点における利用者からの意見聴取や日常業務における利用者ニーズの把握
- ⑤ 県民活動審議会、パブリック・コメント^{*20}、各種調査等を通じた県民活動の実態とニーズの把握
- ⑥ 県・市町・県民活動支援機関等の間における情報交換の充実

*20 行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、広く人々の意見や情報を求め、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うというもの。

(2) 人材育成やマネジメント能力向上のための研修の実施

県は、市町及び県民活動支援機関等と連携し、県民活動団体の活動内容の充実を図るための研修や県民活動団体を運営するリーダー・専門的知識を持つ人材の育成を図るための研修など、各種の研修を実施します。

また、研修の実施に当たっては、人材育成に取り組んでいる各機関が相互に連携し、県民や県民活動団体が利用しやすいよう研修機会や研修手法等に工夫を加え、より効率的に実施できるように努めます。

【研修内容等】

- ① 個人の活動者や活動団体の構成員を対象とした活動内容の充実、発展を図るための研修
- ② 様々な活動分野におけるリーダー育成や専門知識・技術に関する研修
- ③ 活動情報等をPRする広報の技術、手法を身につけられる研修
- ④ 中間支援団体の運営や活動団体間の調整を担うコーディネーターの育成のための研修

【研修の講師等】

- ⑤ 様々な活動分野や地域における専門的な知識やノウハウを有する人材の発掘と研修会等への派遣。人材リストの作成
- ⑥ 団塊世代等シニアの県民活動への参加促進を図るとともに、団塊世代等シニアが有する知識・技能・経験を研修会等で活用、伝承
- ⑦ 国民文化祭やまぐち等各種イベントで培われたノウハウ等を有する人材を研修会で活用
- ⑧ 研修会等への講師派遣に関する事業者への協力要請
- ⑨ 総合的な学習の時間^{*2 1}等における県民や県民活動団体からの講師派遣の実施

【研修の実施方法等】

- ⑩ 研修事業の中間支援団体である県民活動団体等への委託
- ⑪ 県民活動支援機関等が共同で実施する研修事業の検討・実施
- ⑫ 県民活動団体へのインターンシップ制度^{*2 2}など生徒・学生が積極的に県民活動に参加できる仕組みの導入に関する研究

*2 1 これまでの教科の枠を超えて、例えば国際理解や情報、環境、福祉・健康などについて体験的な学習や問題解決的な学習を積極的に行い、自ら課題を見つけ、自ら考えるなどの力を育てるとともに、学び方や調べ方を身に付けることなどをねらいとした時間。

*2 2 生徒・学生が企業やNPO等に一定期間派遣され活動内容や運営方法を実践的に学ぶ制度。

(3) 社会的理解の促進のための広報・啓発事業の実施

県は、市町及び県民活動支援機関等と連携し、県民活動の社会的理解を高めるためのシンポジウム、フォーラム等の開催や広報誌への掲載、啓発資料の作成、インターネットの活用、顕彰制度の検討等、広報・啓発事業を進めます。

また、中間支援団体を中心に県民活動団体自身による情報公開・提供、活動の評価の具体的方法を検討することが必要であり、そのための啓発を行うとともに、活動発表の機会を充実します。

(4) 活動の場の確保への協力

県民活動を行う上で、その活動拠点となる場所は、その存在をアピールし、県民や事業者等との交流を促進する上でも重要です。県は、市町及び県民活動支援機関等と連携し、公共施設の利用機会の拡大、商店街や遊休施設の空きスペースの活用、中山間地域での廃校等の未利用施設の活用、事業者が所有する遊休施設の開放等、地域における活動の場の確保対策を検討します。

また、県民活動団体が活動に必要な事務を行う場所の確保についても検討を進めます。

(5) 交流機会の提供等による多様なネットワークの形成

県内各地域において、様々な県民活動が行われており、地域づくりという観点から、また、行政や事業者との協働を進める観点からも県民や県民活動団体が相互に連携・協力することが効果的です。

特に、**県域や地域で同種の活動をしている県民活動団体間における分野別ネットワークの構築は、県民活動のより一層の発展につながります。**

さらに、異分野や他の地域の活動との交流を深めることにより活動の幅が広がり、活発化することが期待されます。

また、世界の様々な地域との相互交流や国際的な助け合いの輪を広げていくためにも県民や県民活動団体の連携・協力が重要です。

このため、県は、市町及び県民活動支援機関等と連携し、交流機会の拡大や共通の目標や課題ごとの情報交換の場の提供などを行い、県民活動団体の分野別ネットワークが構築され、また、国内外のネットワークが形成されるよう支援します。

また、国民文化祭やまぐち等で培われたノウハウやネットワークを活用し、県民総参加の山口国体に向けて、更なるネットワークの強化が図られるよう支援します。

県は、広域的なネットワークの形成をめざした支援を行うこととし、市町域内における地域単位のネットワーク形成については、地域に密着した市町において支援することが期待されます。

(6) 県民総参加の山口国体に向けた取組の推進

平成13年の山口きらら博や平成18年の国民文化祭やまぐちで培われた「県民力」、「地域力」を、平成23年の山口国体ではさらに高め「住み良さ日本一の元気県づくり」につなげていくことが必要です。

このため、第66回国民体育大会山口県準備委員会では、国体史上初の取組として、県民が主体となった国体県民運動を推進するため、NPO法人が運営主体となった「おいでませ！山口国体 県民きらめきセンター」を設置しました。

本大会の開催に向け、今後、このセンターを中心に、ボランティア活動や花いっぱい運動、おもてなしの取組などの国体県民運動を積極的に展開し、県民総参加の国体を実現するとともに、こうした取組を通じて県民活動団体のネットワーク化を促進するなど、県民活動のさらなる活性化を図ることとしています。

(7) 情報ネットワークシステムによる情報提供の充実

県民活動の促進を図る上で、県民や県民活動団体は、ボランティア等各種の募集情報、NPO法人等各種団体の情報、寄附や助成制度の情報、研究・教育機関の情報、行政情報などを的確に入手することが求められています。

このため、県では、県民活動支援センターの「山口県県民活動スーパーネット」を活用し、ボランティア募集、研修会等の受講者募集、各種助成制度、県民活動団体の活動状況等の情報提供を、県民活動関係機関と協力・連携して行っています。

これまでの情報提供に加え、新たに事業者の社会貢献活動情報を提供するシステムを構築するなど、情報提供機能の充実強化を図ります。

また、県民活動支援センターと各市町の支援センターとの連携を強化するため、テレビ会議等による情報交換など、より効率的な手法についても検討を行います。

(8) 県民活動支援機関等の役割の明確化と相互の連携

県民活動の支援を主たる業務・事業の一つとしている組織・団体等のうち、行政機関、財団法人、社団法人、社会福祉法人等を県民活動支援機関と呼んでいますが、県民活動をより効果的に支援・促進していくためには、各県民活動支援機関がそれぞれの役割を確認し、その上で相互に連携・協力していくことが重要です。

このため、「県民活動支援団体等連絡調整会議」*²³や「県民活動センターネットワーク会議」*²⁴を開催するなど、様々な機会を捉え、相互の情報交換を行い、各支援機関の役割の確認や支援機関相互の連携、支援機関職員の研修のあり方等について協議を行っていきます。

また、中間支援団体との情報交換や交流の場についても、県民活動支援機関等が中心となって進めます。

(9) 中間支援団体の充実と連携

中間支援団体は、県民活動団体を支援することを主たる業務とする県民活動団体であり、行政や既存の県民活動支援機関等ではカバーしきれない県民活動の実態に即した柔軟な支援ができるのが特徴です。

また、県民活動のネットワークを形成していく上でも重要な役割を果たしています。

県民・県民活動団体と行政・事業者間のパートナーシップを確立し、協働が円滑に実施されるためには、幅広いネットワークを持つ中間支援団体が関係機関の結び手となることが期待されています。

県では県民活動の中核的支援拠点である県民活動支援センターについて、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、この管理運営については中間支援団体であるNPO法人が行っています。市町においても同様に市町民活動支援センターの管理運営をNPO法人が行っているところがあり、機動性、先駆性等の特性により、県民活動の充実・発展に向けその支援機能が一層発揮されています。

県は、県民活動支援機関等とともに、中間支援団体のレベルアップにつながる取組を支援するなど、中間支援団体の育成を図り、連携を強化していきます。

*23 県民活動に関する施策の効果的な推進、県民活動の促進に関する情報交換・情報提供、構成団体相互の意見調整等のため平成14年度に設置。

*24 県民活動支援センター及び市町の支援センターで構成。県民活動の推進やネットワーク形成に関する情報交換・情報提供、連携・調整等を行うため平成13年度に設置。

(10) 県民活動支援拠点の整備と機能充実

① 県民活動支援拠点整備の考え方

- i) 県は、県下全域にわたる県民活動の促進と協働の推進、総合的な施策の展開のため、山口県県民活動促進条例第10条に規定する県民活動を支援するための拠点施設として「県民活動支援センター」を設置するとともに、「きらめき財団」を設立しています。

県民活動支援センターは、県民活動支援・促進の窓口として、県民活動に関する情報や資料の収集、相談や助言、研修の実施などを中心としたソフト支援を行い、きらめき財団では県民活動団体の活動ニーズに応じた環境づくりのため活動資金の助成等の財政的支援を中心に行っています。

今後とも県民活動の中核的な支援拠点として、自主的・主体的な県民活動を促進していく観点から機能を強化・充実するとともに、各分野や地域における県民活動支援機関等と連携し、県民活動を促進します。

- ii) 県内各地で県民活動の促進が図られるよう、市町域における県民活動支援拠点整備については、各市町に設置された市町民活動支援センターや市町ボランティアセンター等の支援拠点の機能の充実強化も含め、市町が中心となって進める必要があります。県は、地域の自主性を尊重しながら協力・支援していきます。

② 中核的な県民活動支援拠点と地域の県民活動支援拠点の役割について

- i) 県民活動支援センター及びきらめき財団は、県下全域にわたる県民活動の促進のため、県民活動支援の総合窓口として、また、連携・協働の拠点として、全県的なネットワークの構築を図るとともに、行政・事業者・県民・県民活動団体間における協働推進のコーディネートを行います。

また、県下の県民活動に共通する課題解決を図るため、広域的な観点から、各種の情報提供や人材育成、財政支援などの総合的な支援を行います。

- ii) 各専門分野における活動支援拠点においては、それぞれの設置目的に応じ、分野ごとの中核的な役割を果たす県民活動支援拠点が中心となって、県民活動の支援・促進に必要な機能の強化と充実に取り組みます。

また、地域の支援拠点と連携してそれぞれの分野の活動団体のネットワークの強化と支援・促進策の充実に取り組みます。

iii) 地域の活動支援拠点は、地域に密着した拠点として、活動団体のニーズや課題を迅速・的確に把握し、地域の特性を十分に生かした活動ができるよう支援を行うことが求められます。

また、活動団体のネットワークを強化し、地域における様々な課題に協力して対応できるよう努めることが期待されます。

③ 県民活動支援拠点の機能の強化と充実

県民活動支援拠点のうち、県民活動支援センター及びきらめき財団において実施する県民活動支援・促進のための事業については、県民活動団体をはじめ、広く県民の意見を聴いて、事業のあり方やニーズを把握し、県民活動の自主性・主体性を損なわぬよう留意しながら、次のような機能の強化・充実を進めるとともに、時宜に応じた必要なメニューを充実します。

また、地域における県民活動支援拠点においては、下記を参考としながら、それぞれの特性や実情に応じた機能の整備に努めることが期待されます。

i) 財政支援機能の強化と充実

ア 県民活動の発展段階や活動規模等に応じた広域的観点からの助成事業の検討・実施

イ 融資事業の促進等活動団体の多様な事業に応じた財政支援の検討・実施

ウ その他、事業者・個人・団体からの寄附金を、寄附者が指定した分野の事業に対して助成活用したり、ボランティア活動保険の掛金に対する補助を行うなど、県民活動の振興に寄与するための広域的観点からの助成事業の検討・実施

ii)普及・啓発機能の強化と充実

- ア 県民活動に関するシンポジウムやイベントの開催
- イ 機関誌・パンフレット・ホームページ等の内容充実

iii)情報収集・提供機能の強化と充実

- ア 情報システムの整備充実と活用方法の検討
- イ 県民活動団体の登録数増加策の検討
- ウ 情報コーナーの充実（掲示板・パソコン設置、ライブラリー等）
- エ 地域の活動支援拠点と連携した地域情報の収集と提供の強化
- オ 情報誌、メールマガジンの内容充実とタイムリーな発行
- カ 各種の先駆的・実験的な事業や県内の代表的な活動事例等の紹介

iv)交流・連携機能の強化と充実

- ア ワークショップの開催、交流事業、活動発表会等の実施による県民活動のネットワークの形成促進
- イ 行政、県民、県民活動団体、県民活動支援機関、県民活動支援拠点、事業者、大学、地域など多様な主体を結ぶネットワークの構築

v)相談・助言・コーディネート機能の強化と充実

- ア 個人でのボランティア活動への参加、県民活動団体の設立・運営・NPO法人化等に関する各種の相談への対応などコンサルティング機能の充実・強化
- イ 行政、事業者との協働に関し、インターネット等による情報提供機能やマッチング機能、コーディネート機能の充実強化
- ウ アドバイザーの適切な配置と育成
 - ・ 相談・指導・助言のための県民活動団体への専門アドバイザーやスタッフの派遣
 - ・ 融資等経営に関する専門アドバイザーによる相談・助言の実施
- エ コーディネーターの育成と確保

vi)人材育成・研修機能の強化と充実

- ア 県民活動のリーダー養成事業の充実
- イ 中間支援団体における協働コーディネーターの育成
- ウ 広報能力等を高めるための研修の実施など専門的な研修の充実

vii)調査研究機能の強化と充実

- ア 県民活動に関する課題等の把握調査の実施
- イ 県民活動の活性化方策の調査・研究
- ウ 行政に対する政策提言の実施、仲介

viii) その他

- ア 個人で活動している人、これから活動を始めようとする人、中高・大学生等の若者、団塊世代等シニアなど老若男女を問わず誰でも気軽に利用できる環境づくりへの配慮
- イ 支援拠点利用者が使用する各種活動用作業機器類の整備・充実
- ウ 利用者が利用しやすい会議ブース、作業ブースの充実
- エ 県民活動団体用事務所ブースの提供・斡旋の検討
- オ 事業等の評価を行う第三者機関の設置の検討
- カ 利用者の意見を反映する利用者協議会の充実

④ 県民活動支援拠点の管理運営方法

県民活動支援センターでは、平成18年度から指定管理者制度に移行して、NPO法人を指定管理者として管理運営を行っています。NPO法人としての活動実績を活かしたノウハウの活用により、県民活動団体のニーズに応えることができる、より質の高いサービスの提供が可能となっています。

また、各専門分野及び市町等の地域における県民活動支援拠点については、それぞれの分野や地域の実情にあわせ、各支援拠点が十分に検討した上で管理運営方法を主体的に選択する必要があります。

(11) 県民活動団体への財政支援

① 県民活動団体に対する財政支援は、個性豊かな地域社会の実現に寄与することを目的に、主にきらめき財団が実施し、県民活動団体が行う自主的・主体的な県民活動を対象に必要な経費を助成しています。
県が直接実施する場合には、協働推進の観点に立って進めるものとします。

② NPO法人に対するサポート融資制度を導入していますが、今後ともニーズや状況に応じ対応していきます。

③ 県税の軽減措置については、NPO法人の立ち上げ段階において、法人運営に苦慮していることから、NPO法人が、社会貢献活動を行っているという公益性に着目し、税の公平性に配慮しつつ軽減措置を行っていますが、今後ともNPO法人のニーズや状況を踏まえて検討していきます。

④ NPO法人への寄附に対する国税の税制上の措置については、財政基盤の自立を図る上で重要であることから、他の都道府県とも連携して早期改善を国に働きかけていきます。

また、NPO法人のうち、一定の要件のもと国税庁長官の認定を受けている認定NPO法人については、認定NPO法人への寄附者に対する寄附金控除等の税の優遇措置及び認定NPO法人自身に対する税の優遇措置も認められ、NPO法人の財政基盤の強化に有効であることから、国と連携して制度の周知等を図っていきます。また、認定NPO法人申請の手続きの簡略化や要件緩和について他の都道府県と連携して国に働きかけていきます。

⑤ 県民活動を行っていく上で、財政基盤の確立が大変重要であることから、県は、事業者や県民活動支援機関等と連携して、マッチングギフト制度など資金を確保する多様な仕組みづくりについて研究します。

(12) 県と市町における施策の連携・協力

地域での県民活動がより一層活発化されるよう、市町域内における県民活動への支援・促進については、地域の実情に配慮しながら各市町が中心となって取り組むことが必要です。

県は、県民活動に関する県の施策に関し市町への情報提供に努めるなど、市町における県民活動支援・促進のための基盤整備の実施に向けた気運を醸成していくとともに、会議等を通じて連携・協力・支援していきます。

(13) コミュニティ・ビジネスの振興

地域住民が自ら地域の問題解決に向けた公益的な活動を、地域資源を活用しながら、継続的な事業の形で展開していく「コミュニティ・ビジネス」については、県民活動団体の財政基盤の安定にもつながることから、県は、市町及び県民活動支援機関等と連携し、その振興・発展を支援していきます。

- ① コミュニティ・ビジネスの普及・啓発
- ② コミュニティ・ビジネスの人材の育成
- ③ コミュニティ・ビジネス支援のためのネットワーク形成

※ コミュニティ・ビジネスは、営利的な性格をもつものの、その公益性や地域社会の活性化機能を重視し、本計画においても、県民活動団体が行う活動の一つの方向としてその振興策について位置づけるものです。

(14) 特定非営利活動促進法の普及及び法人化の促進

- ① 県は、県民活動支援センター及び市町の支援センターと連携し、特定非営利活動促進法（NPO法）の普及・啓発を行います。

NPO法人の設立認証申請が円滑に進められるよう、県民活動支援センターの情報提供機能を充実するとともにアドバイザーの育成など相談機能を強化するほか、NPO法人格の取得に向けた学習機会の提供を行います。

また、財務・会計・労務など、NPO法人の組織運営に関して、より専門的な相談に適切に対応するため、専門的な知識を持ったアドバイザーの充実を図り、相談体制の整備や研修機会の提供を進めます。

- ② 県民活動団体が自らの活動の幅を広げたり、新たな展開を図る場合、NPO法人格を取得することにより、組織基盤の強化をはじめ、契約締結や資金管理、不動産登記などの面において、法人としての権利主体となることができるなど、より円滑な活動が可能になることから、NPO法人化の促進を図ります。

また、県ではNPO法人の設立認証申請や各種届等の手続を県民に身近な県民局（岩国、柳井、周南、宇部、下関、萩の6県民局）においても可能とし、また、電子申請による設立認証申請や事業報告書等の提出など、県民の利便性の向上やNPO法人の事務負担の軽減を図り、サポート体制の充実を進めています。

3 県民自治の視点に立ったパートナーシップの確立と協働の推進 に向けての環境整備の展開方向

(1) 透明で開かれた県政の一層の推進

県は、県民や県民活動団体が行政と共通する目的を見出しやすくし、事業の協働化の可能性が広がるよう、県民や県民活動団体が必要とする情報を積極的に公開・提供していきます。

- ① 広報活動の積極的な実施
- ② 情報公開の充実

(2) 政策立案等における県民・県民活動団体の参加機会確保

県の基本的な政策を立案する過程において、その立案過程に係る政策の趣旨、内容等を明らかにし、県民や県民活動団体が持つ情報や政策提案能力を十分引き出せる機会を確保します。

- ① 政策立案時におけるパブリック・コメント募集などの充実強化
- ② 各種審議会や委員会などの委員における県民活動団体関係者の参加促進及び公募による県民の参加促進
- ③ 県政ふれあいトーク^{*25}等県民と直接意見交換をする制度の充実
- ④ 県民や県民活動団体の意見や提案が反映できる新しい仕組みづくりの検討

*25 県の重要な施策の中から県民に身近なテーマについて、知事が県民から直接意見・提言を聞く制度。

(3) 協働に関する研修の充実

- ① 県は、県職員の研修カリキュラムに、県民活動や協働に関するものを積極的に取り入れ、県民活動に対する職員の理解を促進します。

実施にあたっては、講師として、県民活動を行っている県民や団体を招いたり、県民や県民活動団体と行政職員との合同研修の実施などにより効果的な研修となるよう工夫します。

また、職員が自主的、主体的に県民活動に参加することを奨励します。

- ② 県は、市町職員を対象とした研修機会の提供を行うとともに、市町に対して県民活動や協働に関する職員研修や県民活動団体との合同研修などの実施について配慮を求めます。

- ③ 県は、県民活動支援機関等と連携し、県民や県民活動団体を対象とした協働に関する研修、公開講座等を充実します。

(4) 大学、研究機関等との連携による協働に関する調査研究の促進

県は、県民活動支援機関等と連携して大学、各種研究機関等との連携を図り、県民活動に関する先進事例や諸外国の状況等の調査研究を通じて、新たな県民活動の展開や様々な形の協働の可能性を検討します。

(5) 県事業における協働の推進

① 県は、協働の推進について全庁的な共通認識を図り、行政各分野において、様々な目的のために実施される事業（下記例）について、委託、補助、融資、共催、事業協力などによる、県民や県民活動団体との協働の可能性を検討し、実施します。

- i) 県有施設の管理運営
- ii) シンポジウム、イベント等の企画、運営
- iii) 研修事業、交流事業、相談事業、情報提供事業、普及啓発事業、講師等人材派遣事業、調査・研究事業等の企画、実施
- iv) 先駆的、実験的な事業の企画、実施
- v) その他県民活動の特性を生かせる事業の企画、実施

② 県民活動支援センターをコーディネーターとして、県と県民活動団体による協働推進ラウンドテーブル（円卓会議）を設置し、情報や意見交換を行う中で協働事業の方向性等を検討します。

また、この検討に当たっては、協働事業の実施内容等に関する意見交換のほか、県民や県民活動団体からの提案の受付や、県民活動団体と共に企画立案を行うなど、県民ニーズに沿った事業実施が可能となるよう進めます。

③ 県民や県民活動団体の政策提案により、協働で事業を実施していくため、新たな取組や必要な財源の確保について検討を進めます。

きらめき財団では、県の重点施策と呼応し広域的な範囲に効果が期待できる事業について県民活動協働推進助成事業を実施しています。

④ 美術館等の公共施設におけるボランティア活動など、施設サービスと連動した協働の進め方について検討します。

⑤ 県が主体的に実施するイベント等においても、県民や県民活動団体の参加・協力が得られるよう検討し、可能なものから実施します。

⑥ 協働事業の手順

県事業における協働の具体的な進め方については、以下のような手順で行います。

〔協働事業の検討と決定〕

県民のニーズを踏まえ、県民活動の特徴である創造性や先駆性等を生かした新たな協働事業の実施や既存事業の協働化について検討し、協働事業を決定します。

〔協働の事業方法の選択〕

事業目的の実現のために最も効果的な協働の事業方法を検討し選択します。

※ 協働の事業方法の例

委託、補助、融資、共催（実行委員会方式も含む）、事業協力（後援、協定等）、政策提言（審議会、委員会、モニター制度等）

〔協働のパートナーの選定〕

協働事業の内容や事業方法に応じて、競争性、透明性、公平性の確保に留意しながらパートナーを選定します。

〔協働事業の実施〕

協働の主体である県及び県民・県民活動団体それぞれが責任を持って協働事業を実施します。

〔協働事業実施後の評価とフィードバック〕

協働事業終了後は、事業の評価を行い、評価結果に基づいて、事業の見直しや改善を行います。

⑦ 協働で実施した事業のノウハウ等を、今後に生かしていくことができるような、循環的な進め方について検討を進めます。

(6) 「県民活動団体との協働に関するガイドブック」の活用

「県民活動団体との協働に関するガイドブック」は、県が県民や県民活動団体とパートナーシップを確立し協働推進の環境づくりを行う一環として策定したものであり、行政職員がその所掌する施策や事業において、県民や県民活動団体との協働を進めていくための留意事項や手順を示したものです。

また、このガイドブックは、市町や県民活動支援機関等、中間支援団体が協働の取組を促進していく上での参考資料等としても広く活用できる内容となっています。

県は、このガイドブックを活用し、協働に関する職員の共通認識を図り、施策や事業において積極的な協働の取組を推進します。

また、県民活動団体や事業者向けの協働に関するガイドブックを新たに作成し、多様な主体との協働の促進を図ります。

(7) 市町における協働の推進への協力

市町は、県民に身近な県民活動の窓口として、協働の推進においても果たす役割が大きいことから、市町域内における協働の促進に関しては、各市町が主体となって地域の実情に応じた施策に取り組む必要があります。

県は、市町の自主性を尊重しつつ、県と市町あるいは市町間相互の情報交換や施策の連携等を行うネットワークづくりを推進します。

また、地域において、県民活動団体、事業者、学校、行政等の多様な主体との協働が促進されるよう協力・支援します。

(8) 県民活動団体と事業者、行政等多様な主体との協働の推進

地域社会を構成する県民、県民活動団体、地域団体、事業者、学校、行政等の多様な主体が連携、協働して、地域の課題解決や県民生活の質の向上、地域経済の活性化等に取り組むことにより、「県民力」、「地域力」を高めていく必要があります。

- ① 県民活動を地域課題の解決や地域社会の発展に生かすため、県は、市町及び県民活動支援機関等と連携し、事業者団体や各種団体の理解と協力を求めます。

また、事業者やこれら各種団体と県民や県民活動団体が協働、連携できる分野や業務を検討し、協働の推進に向けたパートナーシップの確立をめざします。

- ② 事業者の社会貢献活動に関する情報収集・提供のシステム構築や、事業者と県民活動団体等との情報交換の場を設定するなど、お互いの活動がマッチングし、協働の取組が促進されるよう支援します。

- ③ 県民活動支援センター等において、インターネット等による情報提供機能やマッチング機能を活用し、コーディネート機能の充実強化に努めます。

- ④ 事業者側の担当者を交えて協働推進ラウンドテーブルを実施するなど、直接事業者側の担当者と県民活動団体が意見交換をする機会を設定することにより、相互理解を深めるとともに、より効果的な協働事業の推進をめざします。

- ⑤ 協働推進におけるコーディネーターとしての中間支援団体の充実を図るとともに、連携を進めます。

第6章 計画の推進

1 推進体制

本計画は県民活動を総合的・計画的に進めるためのものであり、広範多岐にわたる施策が含まれています。これらの施策を総合的に調整し、効果的に実施するため、庁内における推進体制を充実するとともに、市町及び事業者、県民活動支援機関等と緊密に連携していきます。

(1) 庁内における推進体制

- ① 県は、知事を本部長とする「山口県県民活動推進本部」において、この基本計画に基づく県民活動に関する県の施策について検討・調整を行い、庁内関係部局の連携を図りながら推進していきます。
- ② 庁内においては、環境生活部県民生活課が県民活動全体の所管課となり、総合窓口としての連携調整等の機能を担うとともに、県民活動全般に共通する施策を推進します。また、各分野についてはそれぞれの分野を所管する関係各課室が中心となって施策を推進します。

(2) 山口県県民活動審議会

山口県県民活動促進条例の規定に基づき、この基本計画も含め、県民活動に関する重要事項を調査し、審議し、施策についての建議を行います。

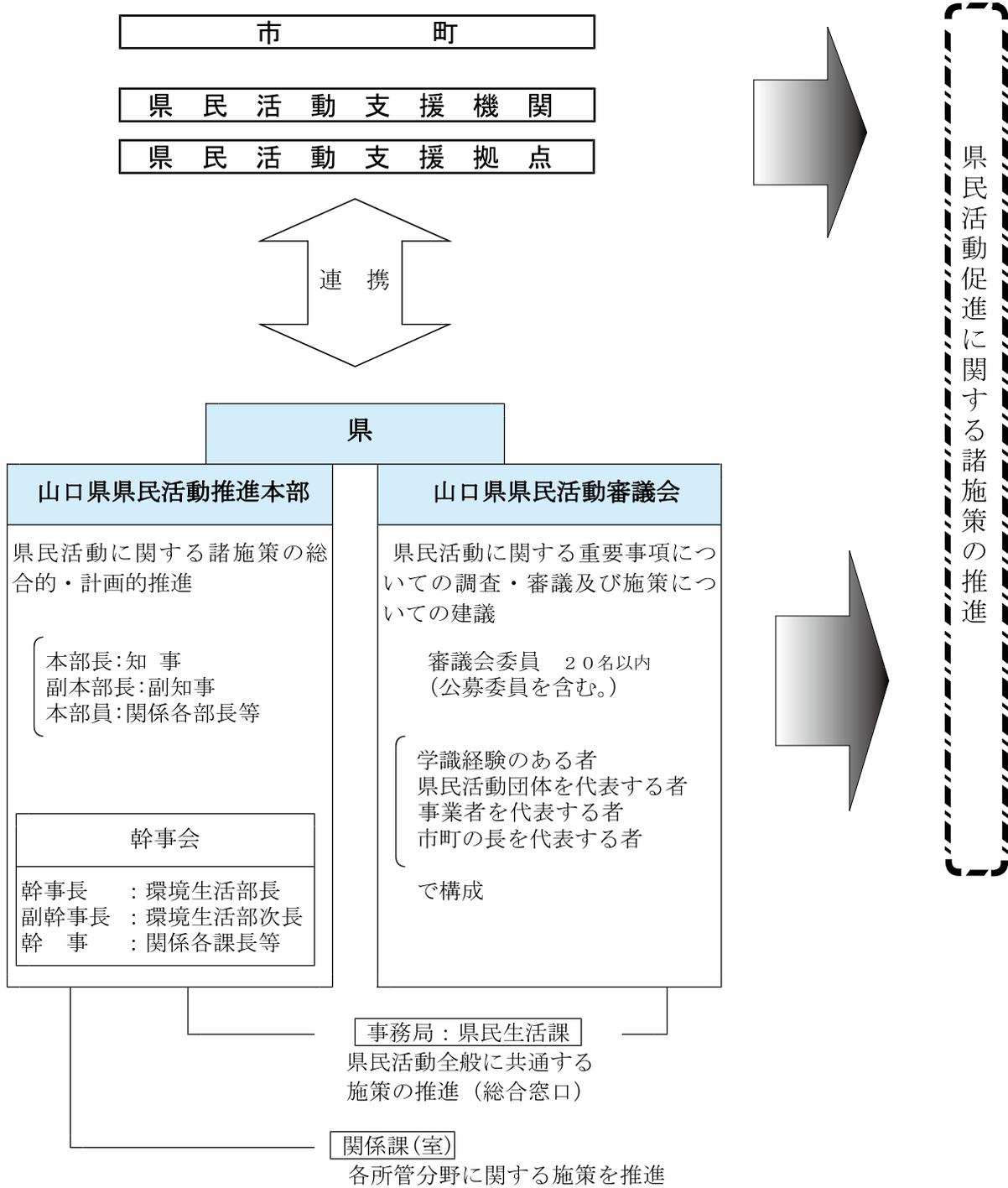
また、県から基本計画の実施状況の報告を求め、効果的な推進方策について提言を行います。

(3) 市町及び県民活動支援機関等との連携

県は、県民活動の促進に関する施策について、市町との連絡調整・情報交換のための会議の開催等を通じ、市町と連携して計画を推進します。

また、県民活動支援団体等連絡調整会議、県民活動センターネットワーク会議等を通じ、県民活動支援機関等と連携して計画を推進します。

推進体制



2 計画の進行状況の把握と評価

本計画を着実に推進するため、毎年度、計画の進捗状況を把握し、進行管理及び評価を行うほか、社会情勢の変化等必要に応じて見直しを行います。

(1) 進行状況の把握、確認

県は、年次報告書の作成・公表を通じ、県議会や県民活動審議会をはじめ、広く県民の意見や提言を求めながら、施策の適切な立案と進行管理を行います。

(2) 施策・事業の評価とフィードバック

本計画に示す各施策や事業について、適正な評価を行い、評価の結果を施策に反映させていきます。また、本計画全体の内容を点検しながら必要に応じた見直しを行います。

用語解説

用語の解説

(五十音順)

用語	説明
インターンシップ制度	<p>一般的には「生徒・学生が企業やNPO等に一定期間派遣され活動内容や運営方法を実践的に学ぶ制度」と解されており、近年、日本でも盛んになってきている。</p> <p>本県においても、県民活動の分野に普及すれば、生徒・学生の能力向上や活動への理解・関心の深まりなど人材育成につながることを期待できる。</p> <p>また、県民活動団体にとっても人材不足の解消や将来的な人材確保、学校・大学との関係強化等が期待できるが、生徒・学生、学校・大学、受入れ団体それぞれの課題や協力体制等について研究していく必要がある。</p>
各種団体	<p>県民活動を県全体で促進していくためには、「県民活動支援機関」や「事業者団体」等の名称で本計画に記載されている以外の団体の理解と協力も重要であることから、「支援機関に該当しない公益法人」、「労働者団体」、「協同組合」、「中間法人」等を総称して各種団体と表している。</p>
県政ふれあいトーク	<p>県の重要な施策の中から県民に身近なテーマについて、知事が県民から直接意見・提言を聞く制度。</p>
県民活動	<p>営利を目的としない県民の自主的・主体的な社会参加活動で不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動。</p> <p>活動の形態においては、コミュニティ活動（地域住民活動）、ボランティア活動（個人の自発的な意思に基づく活動）、NPO活動（一定の規模を備えた組織的な活動）をいう。</p> <p>なお、ここでいう「社会参加活動」とは、地域社会の中における様々な分野（NPO法別表に掲げる17分野）の課題の解決等に向けて、人々が参加して行う活動を指す。</p> <p style="text-align: right;">（詳細は第2章参照）</p>
県民活動支援機関	<p>県民活動の支援を主たる業務・事業の一つとしている組織・団体等のうち、行政機関、民法第34条公益法人（財団法人、社団法人）、特別法に基づく法人（社会福祉法人等）。県民活動に関する助成事業等、主として事業を通じた支援を実施。</p> <p>（主な県民活動支援機関） （財）やまぐち県民活動きらめき財団、（財）山口県文化振興財団、 （財）やまぐち女性財団など</p>
県民活動支援拠点	<p>県民活動を支援することを主たる業務の一つとしている拠点施設（公設、民設を問わない）。情報収集提供機能、相談・仲介機能、交流・連携機能、利用者用スペースや機器の設置等、主として県民が直接利用できる機能を有する。</p> <p>（主な県民活動支援拠点） やまぐち県民活動支援センター、市町の支援センター、（財）山口県国際交流協会、山口県ボランティアセンター、市町ボランティアセンターなど</p>

用語	説明
県民活動支援団体等連絡調整会議	<p>県民活動に関する施策の効果的な推進、県民活動の促進に関する情報交換・情報提供、構成団体相互の意見調整等のため平成14年度に設置。現在、県内の8団体・機関で構成。</p>
県民活動センターネットワーク会議	<p>県民活動支援センター及び市町の支援センター（現在8市1町）で構成。県民活動の推進やネットワーク形成に関する情報交換・情報提供、連携・調整等を行うため平成13年度に設置。</p>
県民活動団体	<p>組織的かつ継続的に県民活動を行うことを主たる目的とする団体であって、その活動が次のいずれにも該当する団体。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 宗教・政治活動を主たる目的としない活動 ② 選挙活動を目的としない活動 ③ 営利を目的としない活動 <p style="text-align: right;">（詳細は第2章参照）</p>
県民自治	<p>地方自治の本質は、地域のことは地域で考え、自ら解決し、それに対して自らが責任を持つことである。日本国憲法では、地方自治体の組織運営に関する事項は「地方自治の本旨」に基づいて法律で定めるとされている。「地方自治の本旨」とは、地方自治が住民から負託を受けた地方自治体の責任において運営されるということ（団体自治）と住民の参加によって運営されるということ（住民自治）から成り立つという考え方であり、そのどちらも欠くことのできないものである。</p> <p>本計画においては、県の策定する計画であり、「住民」よりも「県民」という言葉がふさわしいものであること、「住民参加」を「県民参加」と置き換えても違和感がないこと、県民活動審議会においても「県民自治」として異論がないことから、上記「住民自治」を「県民自治」と言い換え、計画に盛り込んでいる。</p>
コミュニティ・ビジネス	<p>「地域住民が自ら、地域の問題解決に向けた公益的な活動を、地域資源を活用しながら、継続的な事業の形で展開していくビジネス」であり、新規産業・雇用の創出等を通じて、地域経済の活性化にも寄与していく、地域活動とビジネス活動の両面を兼ね備えた事業である。</p>
事業者	<p>法律用語としての「事業者」とは、一般に、「商業・工業・金融業その他の事業（鉱業、農業、林業、水産業等）を行う者」をいう。「行う者」とは通常「営む者」を指し、従業員は含まない（法律によっては含むと定義している場合もある）。また、社会事業、教育事業、自由業等は含まない。</p> <p>本計画の場合、通常法律用語どおり企業や商業・農林水産業を営む者の意味で使っている。</p> <p>なお、第3章の現状と課題の整理にあたって、アンケートを企業対象でとっているため、アンケート結果に係る部分は、事業者という表現でなく、企業という言葉を使っている。</p>

用語	説明
生涯現役社会づくり学会	<p>高齢者・中高年の生きがいづくりや健康づくり、社会貢献活動・就労等の促進などについて、生涯現役社会づくりに資する先進的な調査研究や支援活動及び県内外への情報発信を行うため、地域活動家や研究者、行政・関係団体・企業等の関係者の幅広い参加により、平成16年11月に設立。</p>
市民活動・市民活動団体	<p>「市民活動」とは、自立した諸個人(「市民」)による公益を目的とした非営利の自主的・主体的な社会参加活動を指す言葉として、一般的に用いられる。</p> <p>「市民活動」の主体となる組織・団体が「市民活動団体」である。「県民活動」及び「県民活動団体」とは、これら「市民活動」・「市民活動団体」のうち、主として本県を拠点に展開される活動や活動団体を総称する言葉といえる。</p>
総合的な学習の時間	<p>これまでの教科の枠を超えて、例えば国際理解や情報、環境、福祉・健康などについて、調べたりまとめたりすることなどにより、自ら課題を見つけ、自ら考えるなどの力を育てるとともに、学び方や調べ方を身に付けることをねらいとした時間。そのため、体験的な学習や問題解決的な学習が積極的に行われる。</p> <p>また、教科で学んだことを「総合的な学習の時間」に生かしたり、「総合的な学習の時間」で学んだことを教科の学習に生かすことによって、学習したことが、「分かった」だけにとどまるのではなく、様々な場面で生かされていくことを目指し、各学校においては学校や地域の特色を生かした創意工夫ある取組を展開している。小中学校では平成14年度、高等学校では平成15年度から導入されている。</p>
第三の分権	<p>正式な行政用語や法律用語として確立されたものではないが、一般に国から地方自治体への権限委譲を「第一の分権」、地方自治体間(都道府県から市区町村へ)の権限委譲を「第二の分権」と位置づけ、地方自治体から住民や市民活動団体への権限委譲を特に「第三の分権」と表現するケースが多い。</p>
中間支援団体	<p>一般に、「中間支援団体」「中間支援組織」とは、県民活動を支援することを主たる業務にしている団体・組織等を広く指すが、本計画においては、これらのうち、NPO法人、任意団体(法人格のないNPOやボランティア団体等)に限定して使用している。(県内の例としては、「NPO法人うべネットワーク」「NPO法人やまぐち県民ネット21」「しものせき未来人ネットワーク」などがある。)</p> <p>前記「県民活動支援機関」で定義した行政機関や公益法人・特別法に基づく法人はこの中に含まない。なお、「県民活動支援拠点」については、中間支援団体により設置、管理、運営等が行われている場合もある。</p>
パートナーシップと協働	<p>「協働」は直訳すればコラボレーション(collaboration)であるが、パートナーシップもほぼ同様の意味で使われている。本計画においては、協働に至る関係を築くことを「パートナーシップ」、事業等を一緒に行う行為そのものを「協働」とする。なお、協働の定義については第4章3(3)を参照。</p>

用語	説明
パブリック・コメント	<p>行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、広く人々の意見や情報を求め、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うというもの。</p> <p>本県では、平成14年4月1日から「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」を施行し、県の長期構想や各分野における施策の基本方針・計画等の策定又は改定の際等において実施している。</p>
福祉の輪づくり運動	<p>山口県社会福祉協議会が全国に先駆けて提唱した生活圏における住民の助け合い活動。地域で困っているお年寄りや子育てに悩んでいる人たちを輪の中心として捉え、近隣住民、ボランティア、民生児童委員、婦人会員等が横のネットワークを保ちながらその人を見守り、または援助するための輪をつくっていくという活動である。</p> <p>昭和53年度からモデル事業として類似の試みが行われ、昭和61年度から「福祉の輪づくり運動」としてスタートし、現在も続いている。</p>
ボランティア休暇制度	<p>ボランティア活動を支援・奨励するために、事業者や官公庁が従業員や職員に対してボランティア活動のための特別休暇を認める制度。民間企業における我が国での普及率は2.6%（平成17年厚生労働省就労条件総合調査）。</p> <p>山口県職員については、平成9年1月から県で制度化している。</p>
マッチング・ギフト制度	<p>従業員が福祉団体等へ自発的に寄附を行う場合、事業者からもその団体に対して、同額あるいは一定の金額を上乗せして寄附するという制度。</p> <p>従業員にとっては、個人の寄附金以上の貢献ができ、事業者は、従業員の意向を尊重して社会に貢献できる。また、受入れる側にとっては寄附金額が倍増するというメリットがある。</p>
山口県行政改革推進プラン	<p>昭和54年度以来の四次にわたる行政改革を踏まえ、平成18年3月に新たに県が策定。計画期間は、平成18年度～平成21年度の4年間。「分権時代の自立した行政システムづくり」を基本理念としている。</p>
山口県生涯現役推進センター	<p>高齢者や中高年などシニアの、生涯現役社会づくり活動に関する一元的な情報提供や仲間づくり支援、リーダー養成などの活動支援を行うため、平成15年4月に山口県社会福祉協議会に設置。</p>
やまぐち未来デザイン21	<p>昭和37年以来の四次にわたる「県政振興の長期展望」に替わるものとして策定された21世紀初頭を展望する県政運営の指針。計画期間は平成10年度～平成22年度。基本目標は「21世紀に自活できるたくましい山口県の創造」。</p> <p>現在「第五次実行計画」において、「自立・協働・循環」を市町、県民とのキーワードに、県民生活のあらゆる分野でバランスのとれた住み良さを誰もが実感できる、活力に満ちた「住み良さ日本一」の元気県づくりに取り組んでいる。</p>

